

ビルマ

人権尊重の取り組みに関する国別報告

民主主義、人権、労働局

東アジア・太平洋地域

2004 年度

2005 年 2 月 28 日

1962 年以来、ビルマは多数派ビルマ民族組織の支配する、歴代の、極めて独裁的な軍事政権によって統治されてきた。1990 年に、民主主義促進政党が概して自由で公正な議会選挙で、80 パーセントをこえる議席を獲得したが、暫定軍事政権はその結果の承認を拒否した。現在の支配的軍事政権である、国家平和開発協議会(SPDC)は、国の事実上の政府であり、国家平和開発下部協議会が、行政命令により、管区・州・市、町、区、村レベルで統治を行っている。10 月 19 日に強硬派は前首相の Khin Nyunt を追い出し、Soe Win を任命することによって、一層勢力を強固にした。5 月から 7 月にかけて、SPDC は自己が意図する「民主主義への行程表」の一部として国民会議(NC)を再召集した。NC は最大の野党を排除し、自由な討論を認めなかった。司法部も独立したものではなく、軍の統制を受けるものであった。

政府は全国的に広がった保安機構によって統治を強化した。10 月に解体するまで、最高軍事情報室(OCMI)は、監視、政治活動家へのいやがらせ、威嚇、逮捕、抑留、暴行、市民の外国人との接触の制限によって統制を行った。10 月以降は、政府の新しい軍事保安部(MAS)が、外見上は最高軍事情報室ほどの広範囲に権力をふるうものではなかったが、同じような役目を担った。政府は秩序と国家的統一の維持に必要なものとして自己の保安措置を正当化した。保安部隊の隊員は多くの重大な人権侵害を犯した。

資源豊富な国であるにも関わらず、ビルマは極端に貧困な国である。国民一人あたりの年間所得の概算額は約 22 ドルであった。5,000 万人の人口の大部分は農村で最低水準の生活をしていて、40 年以上にわたる経済運営の失敗と汚職の蔓延の結果、貧困が広範化し、医療は貧弱で、教育レベルは落ち、基幹施設は不十分で、経済状態は継続的に悪化した。

当年度において、不十分な経済政策の策定、2003 年度の民間銀行部門崩壊の結果の長引きおよび外国の制裁がもたらす経済的結果はさらに経済を弱体化した。

政府の極端に悪い人権擁護に関する記録はさらにひどくなり、また、政府は引き続き多くの重大な虐待を犯した。国民は未だ彼らの政府を批判したり、変えたりする権利を持つに至らなかった。過去の年月と違って、政府関係の機関が民主主義活動家を殺害したとの報告はなかった。保安部隊は引き続き違法な殺害を遂行した。失踪も続行し、保安部隊は囚人や抑留者を強姦し、拷問し、殴打し、その他の方法で虐待した。市民は恣意的な逮捕を受け、これに対して上訴することが出来なかった。政治的な反対を理由とした逮捕や抑留が多くの場合に発生した。当年間に、政府は民主主義の支持者を少なくとも 85 名（主として国の最大の民主主義促進政党である、国民民主連盟(NLD)のメンバーであった）を逮捕した。もっとも、後に 42 名を釈放したが、残りの 43 名は告発され、裁判にかけられ、自由刑に処せられた。

政府は彼らの多くを秘密の場所に留置し、家族に通告したり、適法な法的手続きを行う機会または弁護士への相談の機会を与えなかった。当年度において、政府は政府が画策した 2003 年 5 月の NLD の指導者 Aung San Suu Kyi に対する襲撃後に、逮捕され、自由刑の宣告を受けた約 59 名を釈放した。2003 年 5 月以降、政府は襲撃後に逮捕若しくは抑留された 153 名の個人の内 151 名を釈放したが、これには NLD 中央執行委員会の 9 名の委員の内 7 名が含まれていた。しかし、Aung San Suu Kyi と NLD の副議長の U Tin Oo は引き続き自宅に軟禁されており、ラングーンの本部を除く NLD の全事務所は閉鎖されたままであった。政府は 5 月 30 日の襲撃については捜査を行わなかった。

当年間に政府は少なくとも 100 名の長期政治囚を釈放したが、それらの多くは既に刑期を終了している者であった。年末には予想で 1,500 人の治安理由で抑留者が監獄に残っていた。11 月と 12 月に SPDC は解体された国家諜報局の「行為が不適當であった」として、14,318 名の既決囚の釈放を発表した。政府は大量の釈放を行ったとの主張を裏付ける証拠は提供せず、これらの釈放者の内 76 名だけが政治囚であると考えられた。監獄の状態は依然過酷で生命を脅かすものであり、設備は質素なものであったが、囚人の権利は引き続き定期的な出入りが可能であった赤十字国際委員会(ICRC)による努力の結果改善した。

政府は度々国民のプライバシーを侵犯し、保安部隊は引き続き国民の通信を組織的に監視し、令状なしに家宅捜査し、また、適当な補償を行わず、法に訴えることなしに人を強制的に移動させた。政府はまた多くの少数民族の市民を強制的に移動させ、土地財産を没収し、強制労働を用い、児童を徴兵した。政府はまた民間人に民兵の部隊への応募を強要した。政府は人権の乱用者を告発、処罰する措置をとらなかった。

政府は引き続き言論、出版、集会、結社および移動の自由を嚴重に制限した。政府は信仰の自由を制限し、高圧的に仏教を他の宗教より奨励し、少数派の宗教に制限を課した。イスラム教に対する差別と嫌がらせ行為は続いた。保安部隊は引き続き市民の動きを組織的に管理し、移動の自由、特に若い女性の市民の海外旅行を制限した。

政府は国内の人権擁護組織が独立で機能することを認めず、引き続き、政府の人権問題の記録を対外者が調査することに敵意を示した。政府は国連の人権問題特別報告者(UNSRHR)、Paulo Sergio Pinheiro の、数回の訪問要請を拒絶した。政府の上席役人はまたUNSRHR と国外で会合することも拒否した。政府は国際労働機関(ILO)がラングーンに連絡事務所を運営することは認めた。しかし、強制労働事件を報告しようとした何人かの個人が留置され、あるいは刑事告発を受けた。

女性に対する暴力と社会的差別は問題として残り、宗教的もしくは民族的少数派に対する差別も同様だった。人身売買、特に女性、少女の主として売春を目的とする人身売買は、同問題への取り組みの努力がいくつかあったものの、依然として広く行われた。政府は引き続き労働者の権利を制限し、組合を禁止し、公共事業と駐屯地の支援のために強制労働をもちいた。児童の強制労働は同慣習を非合法化した政令が最近に発布されたにも関わらず、依然重大な問題として残った。軍隊による市民の輜重兵としての強制使用は虐待、疾病、そして時には死をもたらすこともあったが、児童兵の強制的徴兵同様継続した。

カレン国民連合(KNU)、カレンニ国民進歩党(KNPP)、シャン州南部軍(SSA-South)等の民族軍事グループもまた、政府に比べて小規模ではあるが、殺害、強姦、強制労働、児童兵の徴兵等の人権侵害を行ったと伝えられる。

人権の尊重

第1章 以下のものからの自由を含む、人間の完全性の尊重。

a. 恣意的もしくは不法な生命の剥奪

過去の年月と違って、政府関連の機関が民主主義促進の活動家を殺害した事例で知られたものはなかった。3月に、シャン州人権財団(SHRF)は、第514軽騎兵大隊の指揮官が、強制労働のための車両の提供を拒否した事で、Shan州、Mong Kung町の軍検問所の前で一民間人を殴打し、死に至らしめたと報告した。

7月には、窃盗の被疑者の Maung Aye が警察に拘留中に打撲された後で死亡したという、立証はされていないが、信頼すべき報告があった（第1章cを参照）。

政府は2003年5月にあった、Depeyin村付近の政府関連部隊による、党指導者 Aung San Suu Kyi の率いる NLD の護衛隊に対する襲撃について捜査したり、これに対する責任を負うことを拒否した。襲撃中に、襲撃者は、竹の棒と金属パイプを使用し、4名の NLD 委員の San Myint, Tin Maung Oo, Thein Toe Aye, Khin Maung Kyaw を含む少なくとも6名の民主主義促進支援者を殺害し、もしくは負傷させた。学生の Min Zaw Oo と仏教の僧侶 U Panna Thiri も殺害された。更に2名の被害者が傷を受けて後で死亡したという信頼すべき報告があった。村人と襲撃の生存者は、襲撃者が殺害した人数は NLD の護衛隊に同伴した民主主義促進支援者70名に達する可能性があると報じたが、この人数を公式的に実証するものはなかった。年末まで、護衛隊の47名の民主主義促進支援者を含め、傷を受けた他の者の運命は分からず仕舞いであった。襲撃で負傷した10名の NLD の失踪メンバーのうち、8名はタイ国に逃げ、一名 (Tun Aung Kyaw) は死亡し、一名は依然として隠れている。

信頼すべき報道によれば、襲撃後、終夜、保安部隊は襲撃地周辺の村落の何十人かの村人、学生、仏教僧侶と衝突し、彼らを殺害した可能性がある。政府は周辺村落において行われたと申し立てられた殺害を認めなかった。外交監視団員は16名の負傷した襲撃者が

Sagaing 管区の Monywa の軍基地の病院に入院し、その後、7 月 2 日に釈放されたとの信頼すべき報告を受け取った。確かなところ、政府はいずれの襲撃についても捜査を行わなかった。

襲撃に関与したと伝えられる士官は責任を取らされることなく、実のところ引き続き昇進した。10 月 19 日に、攻撃計画に関与したと伝えられる Soe Win 中將は、SPDC の第三位の地位である首相に昇進し、信頼すべき報道により攻撃の実施に責任があると言われた、地域司令官の Soe Naing 少將は、Irrawaddy 師団の団長に任命された。地域副司令官の准將 Ohn Myint は陸軍の沿岸警備隊の司令官に昇進となった。信頼すべき筋は Sagaing 管区平和発展協議会の Shwebo 郡の委員長であり、襲撃に責任のあった地区政界の上席の実力者であった Than Han 中佐は准將に昇進し、警察運営本部の部長に任命された。

同様に SHRF と KNU が報告した 2003 年の殺害、すなわち、Namhsan 町における Shan 兵であった、もしくは Shan 兵を助けたとの告発を受けた 2 名の農夫、Shan 州の Lai-Kha 町から退去となった農夫、Shan 州の遠隔地の農園の農夫および 2 人の Karen の村長の殺害の何れかに関連した軍人の捜査、告発のために政府が行動を取ったという報告は存在しなかった。

また、2002 年に報告された次の行為に関連した兵卒の捜査、告発のために政府が行動を取ったという報告は存在しなかった。すなわち、Karen 州の 6 名の児童を含む 10 名の殺害と 9 名の傷害、Shan 州のタイ国境付近の 6 名の民間人に対する強盗と殺害および Shan 州の Kholam における 10 人の村人の殺害の行為である。

2002 年 8 月に国際自由労働組合連盟(ICFTU)は、軍隊がビルマ自由労働組合 (Kawthoolei 教員労働者組合) の役員を殺害したと報告した (第 6 章 a を参照)。

保安部隊が地雷の処理のために民間人を使用したために発生したという、数個の立証できない死亡報告があった。しかし、政府と KNU 間の一時的な休戦によって、報告があった事件は過去の年月より減少した (第 1 章 g を参照)。

民族の武装グループには、当年中に殺害を犯したものと伝えられる。政府の新聞、ミャンマーの新しい光によれば、8月1日に Shan 革命軍連合が Namhsan 町で5名の農夫を殺害したという。

b. 失踪

一般市民と政治活動家が引き続き、数時間から数週間またはそれ以上にわたる期間「失踪」した、そして再び姿を見せなかった者も多かった。そのような失踪は一般的に当局が家族員に通知なしで、尋問のために個人を留置したり、しばしば、家族員に通知しないで一般市民を搬送または関連役務のために逮捕することに起因するものであった(第6章c参照)。外交監視団員は失踪したまたは投獄された個人に関する情報提供の要請に対する警察当局の対応が改善されたことを報告した。軍隊または軍の諜報サービス宛の情報の請求に関しては改善されたとの報告はなかった。尋問のために拘留された個人は直ぐ後に釈放され、家族の許に戻されることが多かった。

1月の終わりに、南 Dagon 町出身の NLD の若いメンバーの Nyan Gyi が失踪した。当初家族は彼の行方を追跡することが出来なかったが、そのうちに、他の被拘束者の親戚を通じて彼が Insein 監獄におり、裁判にかけられていることが分かった。年末の時点で、同人は未だに家族や弁護士への連絡を認められていない。

2002年に政府に抑留されている間に失踪した者に関する、2003年の Amnesty International (AI)の報告に言及された17件に関しては、追加情報はなかった。

搬送人として使うために軍の部隊が逮捕した者、または労役もしくは搬送の役務のために転送された被拘禁者の所在はしばしば不明のままである。家族員は一般的に、仲間の被拘束者が生存していて後で家族に情報を伝える場合に限って彼らの親族の運命について知ることになった。

Rangoon の喫茶店から姿を消し、軍の搬送サービスのために政府が強制的に連れ去ったと考えられている、15歳の学生と、3人または4人の若者の2003年8月の事件については進

展がなかった。

c. 拷問、その他の残酷で、非人間的な、または人間の品位を傷つけるような処遇または処罰

拷問を禁止する法律はあるが、伝えられる所によれば、保安部隊の部隊員は囚人、被留置者、その他の市民を拷問し、殴打し、その他の方法で虐待したという。彼らは日常的に被留置者を怖じ気づかせ、分別を失わせることを意図した手荒い尋問テクニックにかけた。6月にNLDの4名のメンバーが拘留され、尋問され、3日間椅子の上に立たされた。6月に、この4名は偽の自白書に署名を強要され、1950年の緊急対策法、1908年の不法結社法および1947年の移民法（1950年と1962年に修正）の違反により最高15年の自由刑の宣告を受けることになった。裁判所は3件の判決は連続的に服する必要はなく、被告は三つの訴因の最長のもの（7年）に服することになるとの決定を行った。このグループの最も著名なメンバーの子息も拘束され、OCMIに殴られたが、その後釈放された。

信頼すべき筋は、2月24日に、Insein監獄当局はNLDのメンバーのKhin Maung Ooをなぐり、人事不省に至らしめたと伝えた。又2月にRangoonの警察と消防士が不明の理由でSan Htayを殴ったとの信憑性は確認できない報告があった。7月には盗難の被疑者のMaung Ayeが警察に拘留中に殴られて死亡したという信憑性は確認できないが、信頼できる報告があった。

軍隊は日常的に財産、現金、食料を没収し、威圧的で口汚い応募方法を持ちて運搬人を確保した。運送その他の労働を強制された者は極端に困難な状況、打撲、食料の欠乏、きれいな水の欠乏、虐待に直面し、そのために時には死ぬこともあった。

Karenの消息筋はKaren州の人権蹂躪はSPDCとKNUの休戦交渉が1月に開始されてから大幅に減少したと伝えた。しかし、その後の報告は、Karen州とTanintharyi管区の村民に対して軍は引き続き打撲、強姦、地雷の撤去作業の強制、強制労働を含む暴行を犯していると指摘した。

9月に、Karen 州の信頼すべき消息筋は、親政府の Karen 民主仏教徒軍(DKBA)の兵隊が数人の若い尼僧（8～11 歳）を強姦したと伝えた。

政府は、DKBA の司令官と政府の兵隊が強制労働者を募るために脅迫をもちい、Karen 州の村民を殴打したという 2003 年の報告について調査を行わなかった。

目撃証人は NLD に対する 2003 年 5 月の襲撃中に、政府関係の襲撃者が数人の女性の民主主義支援者を強姦したと伝えた。政府はこの申し立てについて調査を行わなかった。

当年を通じて、政府の兵隊が Karen 州、Shan 州、Mon 州の少数民族のメンバーである女性を強姦したとの信頼すべき報告があった。

2003 年の 12 月に、OCMI の機関員は Rangoon 市庁舎の前で全政治囚の釈放をもとめて、デモを行ったという理由で、Kyaw Ye Win と Khin Hla Hla Su Win を逮捕し、後に彼らを Ywathagyi の精神病院に送った。年末現在、本件に対する追加情報はない。

監獄と労働キャンプの状況は、引き続き、概して過酷で、生命を脅かすものであった。しかし、ICRC は政府が現行の規則が定める基準に合致するよう業務改善を行ったと報告した。監獄局は全国で約 35 ケ所の監獄と約 70 ケ所の労働キャンプを運営した（第 6 章 c を参照）。監獄では食料、衣料、医薬品がひどく不足していると言われた。寝具は床にひいた一枚のマットだけであった。被拘禁者は 2 週間ごとに一回だけ、一回について 15 分の訪問を認められる彼らの家族に最低必要物の供給を依存しなければならなかった。囚人は告発されないまま、何週間、何ヶ月間も拘禁され、囚人は犯罪の廉で公式的に告発されるまでは、家族は訪問や、不可欠な補給の食糧の差し入れが出来なかった。一本の注射器を共同で使うのと、他の被拘禁者による性的暴力のために HIV/AIDS の罹患率が高いと言われていた。3 月には 2003 年の UNSRHR の訪問後に認められるようになった囚人の定期刊行物とテレビの視聴、購読は廃止となったと、その信憑性の立証はないが、報告は指摘している。

政府は引き続き囚人に適当な医療の提供を行っていない。しかし、ICRC は、ICRC、監獄

局、保健省からなる共同作業グループが全ての監獄に対して中核的な医療サービスを行っている」と伝えた。保健省の専門家は同サービスに ICRC の訓練を受けた中心的な職員を配置した。

当年間において、何人かの政治囚の健康は悪化した。2 月 24 日に、拘禁されていた学生の指導者の Htay Kywe は日々の作業の後で生命が危険になるほど健康が悪化した。同人は 10 月 26 日に釈放された（第 1 章 d を参照）。

健康が悪化した他の著名な政治囚には、学生の主導者 Ko Ko Gyi、NLD の国会議員当選者（国会議員当選者）の Than Nyein 博士と U Naing Naing、ジャーナリストの Htwe Myint（12 月 11 日に釈放）と U Win Tin が含まれる。

12 月 8 日に肝臓病を患っている Than Nyein 博士は予定していた受診の約束を守ることを認められず、医療を受けられない Paungte 監獄に転送された。

当年中に、3 名の囚人が拘留中に死亡した。消滅した政党の幹部であった Shwe Tin が 1 月 28 日に Taungoo 監獄で死亡した。学生の前主導者で弁護士だった Min Thu が 6 月 12 日に Insein 監獄で死亡した。監獄局の官憲は家族にこの死亡について通知を行わなかった。10 月 19 日に Zaw Myo Htet は拘留中にひどい肝臓病で死亡した。2003 年度に、少なくとも 3 名の政治囚が拘留中に死亡した。

当年中に、3 人の政治犯が病気の手当を受けられなかったために釈放後間もなく亡くなった。7 月 20 日には NLD のメンバーで芸術家の Wa-ne Soe が釈放から 1 ヶ月以内に肝臓癌のため死亡した。その後直ぐに Than Win が肝硬変で死亡した。7 月 25 日にはよく知られた詩人であり、NLD のメンバーである Kyi Tin Oo が 3 月 26 日に早期に釈放された後で、入獄中に罹った肝臓の合併症のために亡くなった。

民主主義促進の全国民主主義党の当選議員の Soe Win の健康は当年中に改善された。もっとも 2003 年 6 月に拘留中に受けた傷で一方の目を失明したままであったが。2003 年 7 月に政府は彼が自殺を企てたと言ったが、本事件に関する情報又は調査の証拠はなんら提供

しなかった。2003 年 9 月に 74 歳の、大学学生組合の前会長の Tin Aye は政府の長期の自由刑の判決から釈放されて 1 ヶ月後に死亡した。新社会民主党の議長の Aung Zaya は 2003 年に 11 年の拘禁から釈放されたが、拘禁中の虐待と不十分な治療から麻痺状態となった。当年間彼の健康障害と身体傷害は良くならなかった。

政府によれば、政治拘禁者と通常の犯罪者、若者と成人、男性と女性に分けられていた。ICRC によれば、政府がのべた立場は政治犯には重労働はさせないというものであった。

当年において、ICRC はひとつひとつの監獄を少なくとも一年に一回は訪問することを目標として、国の全ての監獄を定期的に訪問した。ICRC は、監獄問題に関する政府との建設的な対話を行った結果、被拘禁者と内々で話をし、希望どおりに訪問を繰り返えし、囚人と十分に接触する権利を持つに至ったと報告している。ICRC の労働キャンプへの訪問は 2000 年 3 月に始まり、当年中継続した。報告によれば、約 70 ヶ所のキャンプがあると言うが、多くのキャンプは暫定的に設けられるものであって、特定の事業プロジェクトを完成する間だけ存在するものであった。政府は ICRC が医薬品の提供、拘禁者との書状の受け渡し、家族の被拘禁者の訪問の支援の提供等従来から行っているサービスを行うことを許可した。

d. 恣意的な逮捕、留置

当年に、政府は引き続き行政命令による統治を継続し、公正な公開の裁判、その他の権利について定めた憲法の規定に拘束されることがなかった。法には司法が留置の正当性について決定するという規定は存せず、政府は恣意的な逮捕と、外部との連絡を絶たれた留置を日常的にもちいた。刑法は官憲に対して被拘禁者が元の刑を終えた後で刑を延長することを認めているが、政府はこの規定を通常的に利用した（第 1 章 c を参照）。

警察は軍の補助的な集団であって、軍当局の直接の指揮下にある。彼らは普通は通常の犯罪を扱い、政治犯罪は取り扱わない。ミャンマーの警察隊は、行政上は内務省のもとにある。警察が自分たちの事業のために資金を集める必要があるという政府から押しつけられた制度によって汚職と刑事免責は重大な問題であった。警察は概して被害者に対して犯罪

捜査のために相当な金額を支払うように求めているので、警察はしばしば民間人から金銭を強要した。

MAS (前の OCMi)の職員は、政府を脅かし、もしくは弱体化すると思われる「政治犯罪」の嫌疑のある者の逮捕にたいして責任を有している。逮捕後、MAS/OCMI の職員、場合によっては、警察職員は被拘禁者を MAS/OCMI の地区尋問センターに連行し、そこで、MAS/OCMI 職員は逮捕者を数時間から数ヶ月にわたる期間尋問し、尋問中にいつでも同人を犯罪で告発することが出来る。逮捕後は政治犯罪で起訴された者、または政治犯罪の嫌疑をかけられた者はしばしばフードを被せられる。

12 月 3 日に Thet Naung Soe は全ての政治囚の釈放を求めるために監獄内でハンガーストライキを行おうとした。家族は彼を訪ねようとしたが、看守は、家族に、今は家族に会いたくないという彼自身の手書きのメモを見せた。監獄の職員は Thet Naung Soe が食事を拒否し、監獄の病院に入院していることを明らかにした。

政府は、引き続き、市民を逮捕し、不定期間の抑留を認めた 1950 年の緊急法にもとづいて、しばしば市民を告発しないで長期間留置し続けた。2002 年に OCMi の職員は Shwe Maung を Aung San Suu Kyi のために象徴的な金冠を作ったという理由で逮捕し、4 ヶ月間暗い独房においた後で、盗難物を保管している廉で告発し、2003 年 2 月に 3 年間の自由刑に処した

4 月 9 日に、政府は Mandalay 管区の NLD の 11 名のメンバーをタイ国の亡命者と「不法に提携した」という理由で 7 年から 22 年の間の拘禁刑に処した。6 月の始めに OCMi は NLD の Magwe と Rangoon 管区の町の執行メンバーである、Than Than Htay と Tin Myint を同様な理由で拘禁した。彼らは数週間にわたって尋問され、その後 Insein 監獄に転送された。その後 6 月に、当局は Mon 州の Theinzayat 町の NLD メンバーの Ye Ye Win, San Ya, および Ye Htet を逮捕し、タイ国の亡命グループと連絡した廉で告発し、彼らを独房に拘禁した。9 月に裁判所は彼らを 7 年の自由刑に処した。9 月 24 日に Than Than Htay と Tin Myint は他のもう一人の NLD メンバーと共にビルマの法律の 3 つの訴因に違反したという理由で有罪とされ、7 年の自由刑に処せられた。政府は彼らに対する信頼すべき証拠を有して

いなかった。

2月の中頃に、OCMIは（2003年5月のDepeyinの襲撃後に逮捕された）NLDの副議長のU Tin OoをSagaing管区のKalay監獄からRangoonの住居に転送したが、彼は引き続き自宅で軟禁されている。4月の中頃に政府は2003年の襲撃以来、自宅で軟禁されていたNLDの議長のU Aung Shweと書記で党のスポークスマンのU Lwinを自宅での軟禁から釈放した。Aung San Suu KyiとU Tin Ooだけは引き続き軟禁されている。当年において、当局はAung San Suu Kyの身の安全にかかわる細目を持ち去り、個人的な医師の訪問を制限することによって彼女の軟禁の条件を更に制限した。

年末には、政府は、Depeyinの襲撃中及びその直後に逮捕された153名の内151名を釈放した。しかし、攻撃後の何ヶ月間に政府は少なくともその他に全国で270名のNLDメンバー、政治的支持者、関係した僧侶を拘留した。彼らの中には政治犯罪で告発された者や単に恣意的に抑留された者もいる。年末には約90名を除いて全員が釈放された。

12月2日にNLDの代表者のMying Naing博士は、「無謀運転」をし、Sagaing管区のShweboで歩行者に怪我をさせたという理由で逮捕された。被害者が自分の過失であると認めているにも関わらず、Mying Naing博士は3ヶ月の拘禁刑に処せられた。12月2日にNLDのメンバーのU Kyaw SweはSagaing管区のChaung Ooにおいて未登録のモーターバイクを所有し、当局の公務の執行を妨害した廉で逮捕された。かれは12月8日にMonywa刑務所での2年間の拘禁の刑に処せられた。12月6日にIrrawaddy管区のBogalay町の11名のNLDのメンバーが国民の祝日にNLDの祝典を開催しないという供述書に署名を拒んだために逮捕された。12月19日に5名のNLDメンバーは、タイ国のMae Sotで反体制のグループが発行した「大衆へのアピール」と題するちらしを所持、配付したとされて逮捕された。

2003年1月にOCMIは2名の仏教徒の尼僧をRangoonの市庁舎前で民主主義促進のスローガンを叫び、パンフレットを渡したという理由で、また第3の尼僧を仲間の逮捕に反対したために逮捕した。これらの尼僧はその後弁護士をつけることを認められず、13年の拘留の刑に処された。2003年6月にOCMIの職員は当局に対してRangoon、Bahan町のNLD

事務所の再開を要求したために Rangoon 管区の NLD の、Myo Khin, Myat Gyi, Maung Maung Lay および Ne Win を逮捕した。家族は何ヶ月間も接触を認められず、彼らは伝えられるところによれば、Insein 刑務所における 7 年の拘留の刑に処せられたという。有罪判決が下されて始めて、政府は家族と弁護人が被拘禁者を訪問することを認めた。2003 年 9 月に OCMI の職員と地元の警察は Phone Aung を Aung San Suu Kyi の釈放を要求して Rangoon の市庁舎の外でデモを行ったとして逮捕した。裁判所は 2003 年の 12 月の中頃に Insein 刑務所での 14 年の拘禁の刑に処した。彼は司法手続きの間、弁護士がつかず、家族との接触を認められなかった。

2002 年に、政府は教育者 Hla Htut Soe、仏僧 U Veda（俗名 Maung Maung Aye）と弁護士、U Aye と U Myint Yi を含め、Rangoon の政治的活動家少なくとも 30 名を逮捕した。また、逮捕者の中には 1990 年の選挙で選出された NLD の国会議員当選者 Hla Tun が居た。彼は 1999 年に監獄から釈放されて以来 NLD で活動していたことは知られていなかった。国際報道のレポートによれば、政府は約十数人の活動家達を 3 年から 22 年までの拘禁刑に処したという。

選出された国会議員は嫌がらせを受け、辞職するようにとの圧力が加えられた。北部 Shan 州で、地方当局は Shan 民族民主連盟の Sai Tun Aung に辞職の圧力を加えた。Lashio 選出の選出議員(NLD) Than Htay は地位を辞すようにとの政府の圧力に抵抗した。その結果、地方当局は彼を逮捕し、税関法、輸出入法、および無線・電信法違反という 4 件の訴因で告発した。警察は Than Htay を電気器具販売の合法的に登録された店舗を所有する彼の息子が「不法な」無線電話と電気器具を顧客に販売したという理由で逮捕した。Than Htay は経営上息子の事業が所在するビルを所有していたが、彼の業務と関係していなかった。

政府は日々国家を破壊活動分子の危険から防衛する法律にもとづいて拘留刑を延長している。内務大臣は 6 つの別の場合に 2 ヶ月、すなわち最長 1 年まで一方的に拘禁を延長する権利を有している。SPDC の議長の Than Shwe 元帥（Senior General）は刑に 5 年間を追加することが出来る。2003 年の 3 月に 74 歳の国会議員当選者で退役陸軍大佐の Kyaw Hsan は政治的理由での 10 年の拘禁期間をおえ、釈放されるところであった。しかし、監獄の出口の家族が見えたところで、独房に戻された。彼は最終的には 11 月 19 日に釈放された。

2003 年には、Mandalay で Ne Win, Tin Aye Yu, Tin Myint, Tin Aye, Zarni Aung, Thein Than Oo, Kyaw Sein Maung, Naing Myint, Htay Nyunt, および Soe Myint の 10 名の政治犯が刑期を終えたものの、釈放されなかった。2003 年の色々な時期および当年中に、政府は本法にもとづいて拘禁されている囚人を釈放した。年末において、政府は拘禁期間の満了後も約 27 名の学生と政治活動家を拘留していた。この中には悪い健康状態にあると言われる Ko Ko Gyi が含まれていた。

10 月の Khin Nyunt 首相の追放後、SPDC は 3 回にわたる囚人の釈放を開始した。11 月と 12 月に SPDC は解散した OCMi の「不適当な行為」を理由に挙げて、14,318 人の服役囚を釈放した。これらの被釈放者の内、わずかに 76 名が政治犯であると考えられた。

信頼すべき報告書は 2003 年の Depeyin 襲撃に関連して正式に逮捕された 90 名の残りの政治囚の全てではないとしても、大部分は刑の宣告を受けたと述べている。しかし、政府が国家を破壊活動分子の危険から防衛する法にもとづいて、正式な刑の宣告を行わずに何人かの者を無期限に拘束していることはあり得ることである。ICRC は 2003 年の 5 月の襲撃に関連した被抑留者の大部分の者について家族との連絡を回復した。

当局は引き続き一般市民と政治活動家の抑留を続けたが、その中には、時には一時的であるが、失踪する者も居た（第 1 章 b を参照）。

e. 公平な公判の拒絶

司法は政府と独立したものではない。SPDC は最高裁判所の判事を任命し、判事は SPDC の承認を受けて下級裁判所の判事を任命する。次ぎに、これらの裁判所は、法の効力をもった、SPDC の公布する命令にもとづいて事件を裁くのである。裁判所制度には、町、郡、州および国家レベルの裁判所が含まれる。

当年間、政府は引き続き命令によって支配を継続し、公平な公判その他の権利について定めた憲法の規定によって縛られなかった。英国統治時代の法制度の残物は形式的には残っているが、裁判所制度とその運用は、特に政治的事件の取扱において依然として重大な欠

陥がある。緊急対策法、不法結社法、違反常習者法、国家を破壊活動分子の危険から防衛する法を含め一包括法の乱用—政治目的のための裁判所の操作は引き続き市民から公平な裁判を受ける権利を奪っている。更に、広く浸透した汚職が司法制度の公平を蝕んでいる。

刑事裁判手続と政治裁判手続の間には基本的な差異が存在する。被告側弁護士に代理される権利を含め、いくつかの基本的な適正手続に対する権利は刑事事件においては概して尊重されているが、政府が特に微妙な内容のものであると見なす政治事件においては尊重されていない。刑事事件においては、被告側弁護士は普通裁判の準備を行うために 15 日の余裕を認められ、証人を召喚し、反対尋問を行うことを認められ、裁判の準備のために 15 日の遅延を許可される。しかしその一次的な目的は顧客にとって可能なもっとも刑期の短い判決を得るために判事と取引することである。信頼できる報告は、政治事件においては、法の証拠とは関係なく、軍事政権の上席官権が票決を指図すると述べている。政治裁判は公開されていない。

2003 年 5 月の Depeyin 襲撃に関連して逮捕された NLD のメンバーまたは数百人の民主主義促進支援者は誰も公判に付されなかった。2003 年 12 月に警察はカナダ鉱山会社の運転手の Thet Lwin を、国外追放を受けることになった彼の監督者を Aung San Suu Kyi の Rangoon の居宅の近くに車で連れて行ったという理由で逮捕した。彼は外部との連絡を絶たれた状態で拘禁され、家族は彼の居場所を知るために ICRC の助けを求めなければならなかった。2 月に裁判所は非公開で Thet Lwin を刑事責任（麻薬の不正使用）を問うて 7 年の拘禁刑に処した。

当年においては、NLD 関連で弁護士の新しい逮捕が一件あった（第 2 章 a 参照）。NLD のメンバーは概して弁護士が拘留される恐れなしに、弁護士の助言を受け続けることが出来たように見える。しかし、裁判の開始時期について弁護士は何時でも通知をうけるとは限らなかった。年末には約 14 名の弁護士が引き続き拘禁状態にあった。大部分は、政府が政治犯に対して弁護士の助言を受け続けることを容易にした、1998 年以前に刑の宣告を受けた者であった。

当年間において、釈放された政治犯の大多数は刑期を終えたものか、殆ど終えたもの、ま

たは健康状態が良くない者であった。政治犯の釈放を指示するのは軍の上席官憲であるが、政府は大部分の政治犯に対して彼らは何らかの理由で再逮捕される場合は刑期の残りを服役することに同意する釈放書式に署名することを求めた。2003 年 5 月の Aung San Suu Kyi と NLD メンバーに対する襲撃後に政府は当選国会議員 Hla Min を 1 ヶ月間抑留後、釈放したが、彼を即刻再拘禁し、以前の刑期の残りの期間服役させた。政府は 2003 年の終わりに彼を再び釈放した。

年末に監獄に定期的に入出入りしている外国職員は、暴行に対して多分無防備であると考えられる、3,600 人の個々の囚人に関するファイルを有していると報告した。すなわち、保安関連抑留者、年少者、外国市民および保護の必要のあるその他の者である。これらの中には、約 1,500 人の保安関係抑留者、すなわち政治囚(約 1,300 人)、武器商人、国家保安法違反者、宗教的騒乱を助長したために告発された者がいた。最後のグループが当年間に一番増加した。

2003 年の終わりと 2004 年の始めに、政府は、2003 年 5 月またはその頃に逮捕された 24 名の NLD 国会議員当選者を釈放した。これには、Zaw Myint Maung 博士、Yaw Si, Khun Myint Htun, U Do Daung および Chit Htwe が含まれる。検証可能な、年末までの長期政治囚の釈放には、1 月 30 日の NLD 国会議員当選者 Myint Naing (不法結社の嫌で 1991 年に拘禁)、6 月 4 日に Mon 国家民主主義戦線(MNDF)の 2 名の国会議員当選者、Min Soe Lin 博士と Min Kyi 博士、および MNDF 幹部 Nai Ngwe Thein、7 月 12 日に Arakan 民主主義連盟の副議長でジャーナリストの U Thar Ban、7 月 15 日に前学生リーダーの Maung Maung Kyaw 博士、10 月 15 日と 11 月 1 日に、それぞれ、学生の活動家 Htay Kywe と Ne Win 博士、11 月 19 日に学生リーダーの Min Ko Naing, NLD 選出の国会議員当選者 U Kyaw San, U Ohn Maung, U Toe Po, および May Win Myint 博士がいる。11 月 19 日、11 月 26 日および 12 月 12 日には他の政治囚も釈放された。合計 76 名の名前の知られた政治囚が 3 回の別々の釈放で解放された。

3 名の長期の政治囚が当年間に監獄からの釈放後間もなく死亡した(第 1 章 c を参照)。NLD から選出された国会議員当選者で前首相の Khin Nyunt 将軍の義理の兄弟の Than Nyein 博士は肝臓癌で末期的な病状であるにも関わらず、9 月に 7 年の監禁期間が延長となった。

政府は Aung San Suu Kyi の兄弟に対して、Aung San Suu Kyi が家の屋敷の所有権の半分を請求していることに対して第二の訴訟を提起する権限を認めた。2002 年に当訴訟事件を主宰する判事は彼が仏教徒の慣習法に基づき資産を相続する権利を有していると決定した。年末現在、訴訟は継続中である。弁護士が Aung San Suu Kyi と接触するのを政府が禁止したので最終決定は延期された。

f. プライバシー、家族、家庭、文通に対する恣意的な干渉

廃止された 1974 年の憲法はプライバシーに対する権利について規定しておらず、当局は日常的に市民のプライバシーの権利を侵害した。広範囲の通牒網と行政手続によって、政府は組織的にすべての市民の旅行を監視し、多くの市民、特に政治的に活発に行動することが知られている者の活動を厳重に監視した。

裁判所の命令なしの強制的な立入は合法である。法は登録した住居以外の場所で夜を過ごす者は前もって警察に通知する事を要求している。居住していない者を接待する所帯は、法によって、客のリストを保存して、警察に提出しなければならない。しかし、この法律の施行は選択的である。保安部隊は 2003 年 5 月の Depeyin の襲撃および同年と 2003 年に Rangoon で発生した爆発の後に民間人の監視を大いに強化した。区レベルの SPDC 職員は登録のない訪問者に関する住宅の突然の夜間チェックを強化した。当年において、政府は NLD 党の党員の Than Than Suu Win と Ye Myint を Rangoon 滞在中に宿泊ゲストとして登録しなかったという理由で 7 日間の重労働の刑に処した。

保安職員は定期的に私信や通話を審査し、秘密扱いの通信を通常的に監視した。6 月には一外国の調査チームは同国の大使の会議室の壁に盗聴装置を発見した。2003 年 3 月に UNSRHR は監獄の接見室に盗聴装置を発見した。

当局は引き続き広く市民が外国の刊行物に直接に投稿することを阻止しようとした(第 2 章 a を参照)。

政府は引き続きすべての両方向電子通信装置の認可と調達を厳重に管理し、監視した。登録されていない電話、ファックス機、コンピューターモデムの所有は拘禁によって処罰される(第 2 章 a を参照)。例えば、同国において、登録されていないコードレス電話の使用者は最高 3 年間の拘禁と法外な罰金に直面する。

脆弱な私有財産権と貧弱な土地所有記録は政府による人の強制的な移動を容易にした。法律は土地の私的な所有を認めていない。それは色々な種別の土地使用权のみを認めているが、その権利の多くは自由に移転できない。植民地独立後の土地法はまた、私権は土地の生産的使用に付帯するという植民地前の伝統をよみがえらせた。

何十年間も、代々の軍政府は、武装民族グループへの支援を与えないために、少数民族グループにたいして強制移住の戦略を適用してきた。そのような強制移住は当年も継続した。伝えられる所によれば、強制移住は往々にして強姦、処刑、村民と軍部隊にとっての基幹施設の建設のための強制労働の要求を伴った(第 1 章 c、第 1 章 e、第 2 章 d を参照)。当年間においても、引き続きニュータウンへの強制的移住に関する報告があったが、政府は Rangoon の 50 番街のアパートの住民の東 Rangoon の Dagon Seikkan への移転については一年間の猶予期間を与えた。同様に、Hlaing Tharyan の Shwe Lin Pann 村の 600 軒の住民は道路建設プロジェクトのために道をあける目的での強制移住に反対して、未だ彼等の居住地に留まっている。

都市地域における強制移住の報告は減少した。しかし、伝えられるところによれば、政府は「保安」の理由で引き続き所帯の強制移住を継続している。Rangoon では、人々は商業的利益のために使用しうる地所の上に位置する自宅、住居を退去するように強制されている。場合によっては移住を強制された者への補償は不十分である。当年において、政府は退職官吏に対して 2005 年までに Rangoon の少なくとも 2 つの場所から移転するように通達した。2003 年に政府は何代にもわたって Rangoon の下町に住んできた退職官吏に不当な補償で立ち退くように強制した。政府の上席職員は訴えを無視し、脅迫のもとで、多くの居住者は空けた自宅の価値の約 1 割の価値しかないと見積もられるアパートへの移住を受け入れた。政府軍が強制的に移住した者または自宅に不在の者から財産や所有物を略奪したり、没収したという報告が多数ある。これらの資材は往々にして軍の建設のために使用

された。外交代表は私人の所有する車両を車両所有者に補償を行わないで軍やVIPの輸送のために徴用することも国中を通じて普通に行われていることであると報告している。

タイ国のおおいに尊敬される一市民の2002年9月の報告は1996年以降2,500以上の村落が政府軍によって破壊されたか、強制的に移転させられ、600,000人以上の市民が強制退去となったと見積もっている。この報告はこれらの市民の内350,000人以上が政府の管理する「移住センター」に移動させられ、残りは隠れて暮らしているとの見積もった。この慣行は特に、Shan, Kayah, Karenの諸州とMon州およびBago管区の地域に広がっている。これらの地域においては、何千という一般市民が徹底的に焼き払われた昔からの村落から移住させられ、戦略的な地域にあるSPDCの軍隊が厳重に管理する植民地に移った。場合によっては、逃走あるいは自宅から駆逐された村民は、十分な食料や安全性、医療のない、地雷が多数敷設された地域の森の中に避難所を見つけることも多かった。

強制移住は往々にして近接国又は國の政府の支配していない地方への大きな避難者の流れを生んだ。地域によっては、政府はもとの居住者をビルマ族と入れ替えている。また、地域によっては軍の部隊はKaren族を強制的にDKBAの支配地域に移住を強制するか、強制しようとした。

政府は補償金を支払わないで財産を没収する権利を有している。当年間に、このことが国中で起こっているという、いくつかの信頼は出来るが、裏付けのない報告が存在する。たとえば、3月に政府はインド-ビルマ-タイ高速道路プロジェクトに道をあけるためにChin州で何家族かを追い出し、土地を没収した。7月には、軍は新しい軍の建物のためにMon州のYe町の150所帯の土地を取り上げた。2003年には、国際監視者は、政府がRangoonの郊外におけるコンドミニアムプロジェクト工事用の道をつくるために数家族に墓地から彼等の親族の遺体を掘り起こすように命令したと報告した。

当年間に、政府が農夫を酷使、搾取したという報告がいくつかあった。例えば、1月にはOCMIは農地の補償なしでの没収に対して苦情を述べたという理由でIrrawaddy管区のLetkhopin村の農夫を抑留した。当年間において軍が補償なしでMon州の数千エーカーの農地を没収したという信頼できる報告があった。政府は又、報告によれば、政府が農夫に

植栽を要求した、Shan 州では植栽したことの無い中国種の米を購入し、植栽するためにか
けたローンを農民が返済できなくなった時に、北部 Shan 州の土地を没収したという。2003
年にはいくつかの地域の官吏が定着した農地の区画を没収し、ために農民は暮らしを続け
ていくために望まない土地を購入しなければならなくなったという報告があった。政府に
米の生産割当を出さなかったために 2003 年 2 月に Irrawaddy 管区、Kyungyangon の地方当
局によって逮捕された 82 名の農夫については情報がなかった。稻田の負担金額を支払わな
かったために SPDC の Sagaing 管区の役人が捜していた 43 名の農夫の運命についても追加
情報はなかった。

軍の職員はまた日常的に家畜、燃料、食料、養魚池、アルコール飲み物、車両、金銭を没
収した。そのような悪習は政府が地区司令官に対して兵站の必要物を中央当局に頼るので
なく地方で賄うように命令した 1997 年以降に広がった。その結果、地区司令官は全国の民
間人から金銭、食料、労働、建築資材の寄付を強要した（第 1 章 c と第 6 章 c を参照）。

国際人道法に違反して、軍と反徒の部隊の両方が児童の徴兵を含め、強制徴兵を行った（第
1 章 g と第 6 章 c を参照）。

政府の従業員は一般的に政党への加入または支持を禁止された。しかし、この禁止は選択
的に適用された。政府の大量動員組織、連合連帯・発展協会(USDA)の場合には、政府は威
圧と脅迫を用いて、ほとんど全ての公共部門従業員と学生を含む多くの者に連合に参加す
るとともに、政府を支援する会合に出席するようさせた（第 2 章 a 参照）。

女性の市民と外国人の結婚は公式的に禁止され、政府は地方の弁護士にそのような結婚の
証人にならないように命令した。しかしこの禁止は強制されなかった。

g. 国内、国外闘争における必要以上の武力の使用と人道法の侵害

1948 年の独立以来、多数の反政府民族グループがビルマ族の支配する国家からの自治また
は独立を求めて政府の部隊と戦ってきた。1989 年以来、17 グループは政府と休戦協定を締
結した。この協定のもとで、グループは彼ら自身の軍隊を維持し主に彼ら自身の民族グル

ープが居住する特定の地域内でいくつかの行政、経済機能を果たしてきた。

しかし、Chin 国民戦線、Naga 国家会議、Arakan-Rohingya 連帯組織、SSA-South、KNPP、武装陣営による KNU、Karen 国民解放軍等の数グループは、活発な抵抗を維持した。これらの内の最大グループの KNU は 2003 年 12 月に政府との和平会談を開始し、一時的な休戦に至った。しかし、雨季の終了後の 9 月に Karen 州の諸村落に対して新たに攻撃が行われたという信頼すべき報告があった。

軍が 11 月の中頃から、西 Karen 州 Nyaunglebin 郡 Shwegyin 町 Karen 村を襲撃し、家屋と米穀店を燃やしたという信頼すべき報告があった。予想では 20,000 籠の米穀が壊された。4,781 人も多くの民間人が移転させられ、帰村できなかった。攻撃は年末迄におわったが、3 つの新しい軍のキャンプの建設と、民間人の移住は継続した。

11 月と 12 月に、軍が北 Karen 州の Taungoo 郡の民間人を攻撃し、3,000 人以上の居住者が強制移動させられたという信頼すべき報告があった。報告によれば、彼らは以前 KNU が掌握していた地域につうじる道路の建設のための強制労働に使用されたという。このプロジェクトは年末には継続中であった。

Karen 州の北部 Nyaunglebin 郡の Mon 町から、地区の村民が自宅を倒すことを強制され、その後 Mawdalaw に新しい軍のキャンプを建設するための強制労働に使用されたという信頼すべき報告があった。建設は年末現在継続していた。

当年を通じて Kayah 州の民間人に対する攻撃が継続されたという信頼すべき報告があった。報告によると軍隊は北 Karen 州の Taungoo と Papun の両郡に逃れた Karenn の難民の追跡を続行中であったと言われる。

南 SSA の消息筋は 8 月のはじめにビルマ軍の軍隊が Lechar と Limkhay 町の村人を、南 SSA のスパイであると非難し、いやがらせを行ったと報告した。

2003 年に、外交代表は、2002 年に政府軍が Karen 州、Pa-an と Mon 州の Mawlamyine の

7名の Karen 族の牧師を拷問し、抑留したというじかの、信頼すべき話を入手した。兵隊はまた 13 匹の牛、5 台の牛車、所帯道具、強要した金銭を没収した後で、2 軒の教会と 11 軒の家屋を燃やした。2 名の牧師は 2 ヶ月間拘留された後で、釈放されたが、自分たちは虐待を受けていないという供述に署名を強要された。政府は国家警察隊の一部門である国家調査局に事件の調査を命じたが、政府が虐待の嫌で兵隊を告発したという情報はなかった。

戦闘地域とその他の少数民族地域における強姦事件は継続した。1 月にタイに本部のある Monland 人権財団は 2003 年 12 月に始まった南部 Mon 州の少数民族の叛徒に対する攻勢の中でビルマ軍の部隊が行った 5 件の強姦事件を記録した報告書を発行した。報告はまた地元女性の強姦はビルマ軍の部隊が一般的に行うものであり、特に第 99 軽歩兵大隊は一日に 3 名の Mon 族の女性を軍の基地に労働のため連行し、労働の後でこれらの女性を強姦したと主張した。政府は記録されているにも関わらず事件のいずれについても調査せず、報告に対して公式に回答しなかった。

4 月にタイに本部がある Karen 族の婦人団体による報告書「人の心を打ち砕くような沈黙」は 1988 年以來のビルマ軍兵士による地方の女性の強姦例 125 件を記録している—これには当年の 1 月と 2 月の 3 件の事件が含まれている。報告によれば、強姦の半分は軍の高位の将校によるものであったという。記録された事件の内、報告によれば、結果として処罰が行われたのは 1 件だけだったと言う。政府はこれらの事件について調査する事を拒み、それどころか、報告は政府の「民主主義への行程表」を信用に値しないものとし、頓挫させようとする試みであるという声明書を発行した。「クリスチャンの世界的連帯」は 4 月 16 日に Shan 州の女性がタイ国境付近でビルマ軍の兵士によって輪姦されたと報告した。

NGO はビルマ軍の兵士が 2002 年と 2003 年に Shan 州その他の少数民族の地域で多数の女性を強姦したと伝えた。2003 年 4 月には一大尉が Shan 州で 20 歳の女性を強姦し、その間今一人の兵隊が彼女の主人を抑えていた。女性とその主人は後で地域の SPDC 当局に対して強姦について報告した。しかし、何らの行動も取られず、彼らは自分たちの安全について不安になり、国境を越えてタイに逃げた。2003 年 8 月には大尉と 20 名の他の兵隊が Shan 州で一人の女性を輪姦した。その後で、大尉は強姦について報告したら、村の首長と村民

を処罰すると脅した。これらの虐待について政府が調査を行ったという情報はなかった。

当年には、ビルマ軍が Shan 州の少数民族に対する組織的な戦争の武器として強姦を利用し
て居ると申し立てた SHRF と Shan 州の女性アクション・ネットワーク(SWAN) の 2002 年
度報告についての政府の調査はなかった。

政府は SHRF と SWAN の組織的強姦の申し立てを否認し、3 件の内部的再検討を行うこと
を命じた。政府は国際社会と UNSRHR に対して調査に関する報告書の写しを渡したと述
べた。しかし UNSRHR によれば、人権に対する申し立ての調査に対して特別な技能も経
験もない軍と他の政府の職員が調査を行ったと言う。独立した評価を行うようにとの外国
からの継続的な圧力にもかかわらず、報道によれば、これらの調査は軍の職員が手配した
地元の職員との前もってアレンジされた、大規模で、包括的で、公開された会合からなっ
ていたという。政府は UNSRHR が Shan 州の対立地域を訪問して、タイ国の避難民との会
見から収集した情報の裏付をとることを許可しなかった。2002 年 8 月の、Yusomoso にお
ける陸軍大尉による 4 歳の児童の強姦の報告には新しい進展はなかった。

2002 年の次のような強姦事件について政府が誰かを調査した、または告訴したという情報
はない。Keng Tung 町付近で洗濯中の女性を叩き、強姦し、意識不明のまま河に投げ込ん
だ二人の兵隊の事件。Mong Khak 町で 2 人の女性を強姦したと伝えられる 6、7 名の兵士
の事件、または NGO が報告する他の何百件の事件である。

中央と南部 Shan 州では、治安部隊は引き続き南 SSA と交戦を続けた。軍は同地域におい
て村人の強制的移転プログラムを維持しているが、伝えられるところによると、この移転
は民間人の殺害、強姦、その他の虐待を伴っているという。AI は 2002 年にタイ国でイン
タビューした Shan 州出身の民間人の 90 パーセントが過去 18 ヶ月以内に軍による無給の
強制労働に服したと語ったことを報告した。

虐待が継続しているにも関わらず、Karen の NGO の消息筋は Karen 州における人権侵害は、
SPDC と KNU 間の和平会談が 2003 年 8 月に始まってから相当減ったことを明らかにした。

次の事件では、2003 年度から進展がなかった。2003 年 6 月にビルマ軍と DKBA の部隊の連合部隊が Pa-an 町の Nocaw-lar 村の一人の村人を逮捕し、拷問した事件。後に彼が逃走すると、軍は彼の母親から 450 ドル (450,000 チャット) と牛を一匹強奪した。2003 年 7 月に、兵隊が Sha-zi-bo 村の村人から 200 ドル (200,000 チャット) する食料を強奪し、Zi-pyu-gon 村から一人の女性を誘拐した事件。年末現在、彼女が釈放されたかどうかは分かっていない。又 2003 年 7 月に Nyaunglaybin 郡において、政府軍が Kyauk-ky 町、Thaw-nge-doe 村の出身の一人の男性を射殺し、彼の死体から 50 ドル (50,000 チャット) を奪った事件。

2003 年の 8 月から 10 月の中頃までに、報告によれば、政府の兵隊は Na Bue 町出身の村民に対して、軍のために、弾薬と兵站の運搬と地雷の除去者の役を押しつけたという。村民と囚人の多くはその結果発生した地雷の爆発で死亡し又は傷ついた。

2002 年の人権監視(HRW)報告によれば、政府軍は 11 歳の幼い年齢の児童を徴兵したという (第 5 章を参照)。

政府は 6 月 26 日に Rangoon 中央駅付近で爆発した数個の小さい爆弾についてタイに本拠地を置く亡命グループを非難したものの、当年間に反政府グループによる重大な侵害があったことは申し立てなかった。反政府グループの何人かのメンバーは 2003 年に重大な侵害を行った。例えば、政府の報告によれば、KNU は 2003 年 5 月に Bago 管区、Phyu 町の映画館を爆破し、50 人の怪我人を出した。KNU は責任を認めなかった。UNICEF, AI, および HRW は政府軍と共に反政府グループが児童の兵士を入隊させていると伝えた (第 5 章参照)。

第 2 節 以下の市民の自由の尊重

a. 言論と出版の自由

法は政府が言論の自由と報道の自由を制限する事を認めているが、実際に、当年、政府は引き続きこれらの自由を厳しくまた組織的に制限した。政府は引き続き政府を批評する政

治的意見を述べ、反対意見を表明した刊行物を配付又は所有したという理由で市民を逮捕し、抑留し、有罪と宣告し、拘禁した（第1章dと第1章eを参照）。保安部局はまた反政府的意見を持つと考えられる者を監視し、嫌がらせをした。

言論の自由に対する法的制限は、政府が「国家の安定を崩す」演説または言説を禁止する命令を発した1996年以来強化された。国の全ての地域で、政府は1990年に議会に選出された者を含む全ての者及び政党のリーダーが行う、政府に批判的な全ての公的な発言を禁止するために引き続き暴力に訴えた。政府は少数の例外を除いて1990年以来一貫してこの政策を実行してきた。

2003年7月に、OCMIはスポーツジャーナルFirst Elevenの5人の編集者を軍事政権に対する陰謀に関係していると言って逮捕した。しかし、彼らは、実際は、地元のスポーツにおける汚職の暴露記事を出したために逮捕されたと推測する者があった。政府は編集者の内3名は釈放したが、他の2人、前学生リーダーのZaw Thet Htweと監禁されたNLD選出の国会議員当選議員の娘のSoe Pa Pa Hlaingを告発した。2003年11月に政府はZaw Thet Htweに死刑の宣告を下し、Soe Pa Pa Hlaingは釈放した。5月に政府は死刑判決を3年の刑期に変更した。

NLDは政治改革、政府の政策と行動に対する公の場での批判の表明に関する実質的対話を引き続き政府に迫った（第1章aと第1章dを参照）。7月にNLDはAung San Suu KyiとU Tin Ooの釈放と政党事務所の再開を要求したSPDC宛のレターへの署名集めを開始した。8月の中旬に、当局は9名のNLD支援者を逮捕し、彼らに長期拘禁刑を宣告した。11月5日と6日にDanubyu町当局は3名のNLDメンバー、U Han Sein, U Than Htut および U Win Maungを逮捕した。彼らは告発なしで2週間拘留され、申し立てによると不法に「チラシを配付した」ために11月19日に裁判にかけられた。しかし、ちらしは合法的に印刷され、NLD本部で封筒に入れ封印されたものであった。その結果、彼らは他の、集会と政治運動を行う権利を制限した国法と秩序回復委員会命令3/90に違反したという別の罪で裁判にかけられ、約2週間の賃金に相当する5ドル(5,000チャット)の罰金を支払うか、2ヶ月の拘禁を受けるか、何れかを取るように命令された。彼らは罰金を支払い、釈放された。彼らは管区裁判所に上訴する計画である。

多くの著名な著述家やジャーナリストが政治的見解を表明したために拘禁されたままだった。パリに本部がある団体の、国境のないリポーターは、民主主義を支持した記事を書き、また Mandalay から選出された NLD の国会議員の、Aung Wint というペンネームでより良く知られる Ohn Kyaing を含め、2003 年末現在少なくとも 15 名のジャーナリストが拘禁されたままであったと伝えた。彼は 1990 年から拘禁されている。政府の検閲局は拘禁中の者が著した著作の発行又は配付を禁止した。

政府は当年間に 4 名のジャーナリストを釈放した。3 月 1 日には詩人で、雑誌の編集者である Aung Zin Min、3 月 12 日には詩人でジャーナリストである Kyi Tin Oo を。彼は 7 月 24 日に死亡した（第 1 章 b を参照）。4 月 9 日には Aung San Suu Kyi との会見を撮影し、テープを海外に送ったために 7 年間の拘禁刑に服したカメラマンの Khin Maung Win (“Sonny”)を、7 月 12 日には弁護士で、著述家である U Thar Ban を釈放した（第 1 章 e を参照）。

2003 年の 5 月 30 日の Depeyin 襲撃の一周年記念日に Rangoon 周辺で、OCMI は国連開発プログラムが発行したパンフレットをビルマ語の世界人権宣言と共に配付したとの理由で 7 名の NLD の若者メンバーを逮捕し、1 週間抑留した。また 5 月には、裁判所は英国放送協会(BBC)の前特約通信員の Ne Min を情報をタイに本部がある亡命グループに渡したという理由で 15 年の拘禁刑に処した。7 月 27 日に政府は Kachin のフィルム制作者 Lazing La Htoi と No Htoi を Kachin 州における最近の洪水についてのドキュメンタリーを製作したという理由で逮捕した。このフィルムは洪水の公式なバージョンを否定する、洪水に関連した死を記録したものであった。当局はその後 2 名を釈放した。

政府は全ての日刊新聞と国内のラジオとテレビ放送施設を所有し、管理した。これらの公式メディアは引き続き政府の宣伝機関であり、反対見解は普通それを批判する以外には報道しなかった。唯一の部分的例外は Rangoon の外人社会を対象とした英語とビルマ語の週刊紙の Myanmar Times だった。新聞の共同所有者の U Myat Swe と彼の父親で前の OCMI 職員の准将 Thein Swe は前首相 Khin Nyunt が 10 月に追放された後で逮捕された。Myanmar Times は検閲を受けており、親政府的でもあったが、同紙は時々国連や他の国際機関によ

る政府の政策の批判について伝えていた。

民間のオーナーの出版する出版物は引き続き国家検閲局の出版前の検閲の対象であった。ひとつには、検閲者の許可取得に時間が要るので、民間のニュース新聞、雑誌は一般的に週刊だった。しかし、1996 年以降、政府は週刊刊行物について出版前検閲に対し移譲できる権利放棄証を与えた。その結果、週刊のタブロイド新聞が急増した。政府の監督は自己検閲を奨励し、刊行物は普通国内の政治ニュースや微妙な経済、政治トピックについては報道しなかった。

輸入刊行物は引き続き原則的に国家検閲局の配付前検閲の対象となり、国家検閲局が許可しない出版物の所有は重大な罪となった。政府はまた外国のニュース新聞、雑誌の合法的な輸入を制限し外国の定期刊行物の購読契約を止めさせようとした（第 1 章 f を参照）。しかし、外国新聞は **Rangoon** では買えなかった。外国の新聞と雑誌のあるものは検閲を受けないで配付された。

政府は外国のジャーナリストには少数の査証しか発行せず、政治問題に関しては、記者会見は数回しか開催しなかった。過去の年月に、当局は観光客として入国したジャーナリストを何名か抑留し、強制送還した。当年間にはそのようなことは行われなかった。しかし、観光客として入国した **BBC** のビルマサービスの記者は口頭で出国を命じられた。同様に観光客として入国した同機関の今一人の記者は滞在中には厄介に会わなかった。当年間に、政府は麻薬の取締と **Rangoon** 中央駅での爆発に関するものを含み、数回の記者会見を開催した。国際メディア団体のビルマ人の代表は出席を認められた。

広範囲の貧困、読み書きできる者が少数であること、基幹施設が貧弱であるために、ラジオはマスコミの最も重要な媒体であり続けた。ニュース新聞、雑誌が都市地区外に流通することは稀であった。政府は引き続き国内ラジオ局 2 局の内容を独占し、統制した。 **Radio Free Asia**、**Voice of America**、**BBC**、**Democratic Voice of Burma** は引き続き主要な無検閲の情報源であり続けた。小さい中国製のラジオレシーバーの所有者は近年かなり増加した。

政府は引き続きすべての国内テレビ放送を独占し、厳重に管理し、提供するチャンネルは軍

の1チャンネルを含み3チャンネルのみだった。一般人は手数料を支払って衛星テレビ受像器に登録することを認められた。不法な衛星テレビも利用できたが、衛星テレビの利用は貧乏な住民の大多数には遙かに手の届かないものであった。テレビジョンとビデオ法は国家検閲局の許可しないビデオの製作、配付、所有を犯罪としている。しかし、この法律の施行は選択的であった。8月に Irrawaddy 管区、Myaungmya 町選出の当選国会議員、Aung Kyin が一不法なビデオテープを配付したという理由で一他の3名の NLD メンバーと共に一逮捕された。当局は Aung Kyin の党からの辞職後数日して4名を全員釈放した。

政府はすべての文化行事を厳重に監視し、検閲している。メディアの情報源によれば、6月20日に OCMi はヒップ・ホップバンドのメンバーとコンサートの主催者を Rangoon のストランドホテルで最初のコンサートを行った後で逮捕した。情報筋は抑留者が尋問のために未知の場所に連行され、その後7月9日に釈放されたと伝えた。

政府は電子メディアの利用を組織的に制限した。全てのコンピューター、ソフトウェア、および関連電気通信装置は登録しなければならない、未登録の機器の所有は拘禁刑によって処罰された（第1章fを参照）。

10月まで、OCMi は国の2つのインターネットサービスプロバイダー(ISP)の内より人気があるものを運営しており、利用する資力のある者に高価な、検閲済のインターネットサービスを提供していた。10月以降は、軍の信号隊と通信省が ISP の支配権を握った。いくつかのインターネットカフェが存在するが、利用は金がかかり、政府はワールドワイドウェブの無制限利用を制限し、商業的無料 e-mail プロバイダーの利用を禁止した。政府は又すべての e-mail 通信を監視した。

政府は学問の自由を制限した。大学の教師と教授は引き続き言論の自由、政治活動および出版物に対して他の国家従業員と同じ制限に服した。教育省は定期的に政府を批判することに対して教師に警告した。同省はまた執務中に政治について論じないように指導し、彼らが政党に加入、もしくは政党を支援することあるいは政治活動に従事することを禁じ、外国人との会合について事前許可を取得するように要求した。すべての国家従業員と同様に、教授や教員は政府の大量動員組織である、USDA に加入することを求められる。全て

のレベルの教員はまた引き続き生徒の政治活動について責任を負わされた、外国人は事前許可なしでは大学構内に入ることを認められず、卒業式を含め学生の関連するどのような会合にも出席することを認められなかった。

近年において、政府は生徒が不穏になる可能性を制限するためにいくつかの措置をとった。学部学生のキャンパスは遠隔地域に移動され、教師と学生は、騒乱は厳重に扱うと警告され、大部分のキャンパスにある寮は閉鎖された。教育の質は低下し、多くの学生は自習か、家庭教師による学習を選んだ。NLD に対する 2003 年 5 月の襲撃の直後に政府は通信教育大学と Rangoon 芸術・科学大学を 3 週間閉鎖した。政府は夏期休暇期間中も他の開校中の大学の周りに厳重な警備態勢をしいた。

政府は地方の限られた数の私立学校機関を許可される指導内容を含めて厳重に管理した。同様な管理は、僧院付属学校、キリスト教神学校、日曜学校および Madrassas（イスラム教高等教育施設）にも及んだ。

b. 平和的な集会と結社の自由

法は集会の自由を制限しているが、政府は実際にその自由を制限している。条例は一貫して実施されている訳ではないが、公式的に 5 名以上の戸外の未許可の集会を禁止している。政府は公務員に対して SPDC のつくった親政府の大団体の USDA と政府の民主主義への 7 段階の行程表を支援する USDA 会員の組織化された大人数の大会への参加を強制した。

4 月 17 日に政府は NLD に 2003 年 5 月の襲撃後閉鎖されていた Rangoon 本部の再開を許可した。しかし、他の全ての NLD の事務所は政府によって閉鎖されたままであり、NLD は本部の建物の外で党の活動を行うことが出来なかった。他の 9 つの適法に登録された政党は政府から会員の集会の開催許可を請求するように要求された。当年間には、火曜日に定期的に行われる NLD の女性グループによる Rangoon の Shwedagon Pagoda 訪問のような政府の許可なしでの、NLD 事務所外での集会が行われた。しかし、OCMI はこれらの「不法な」活動を厳重に見張り、政府は参加者が政治色のあるピン、バッジ、ジャケットを身につけることを禁止した。

政府は 1990 年に選出された議会の会合を禁止し続けた。5 月 17 日に、政府は 1996 年以来解散していた NC を 1990 年の選挙の結果を「無効とし」新しい憲法を承認する民主主義の行程表の一部として再招集した。しかし、政府は NLD と他の親民主主義政党の参加を認めず、NC への代表が NC の場所外で協定について討論する事を認めず、NC や憲法の草案を批判するいかなる者に対しても厳しい法律を執行すると脅迫した。

政府当局は NLD メンバーの代表が殉難者の日（7 月 19 日）に Aung San Suu Kyi の父親の Aung San の墓地で参拝することを禁止した。

政府は時折宗教グループのメンバーの集会を妨害した（第 2 章 c 参照）。

政府は特に NLD のメンバー、親民主主義支援者および亡命グループと連絡を取る者に関して結社の自由を制限した。当年間に、越境亡命グループ、特にビルマ労働組合連合会 (FTUB) および NLD-Liberated Areas（NLD 開放エリア）と「不法な連絡」を取ったとの理由で数件の逮捕と刑の宣告があった（第 1 章 b, 第 1 章 d, および第 2 章 a を参照）。何年間にもわたって、政府は NLD 選出の国会議員当選者を含めた NLD メンバーに党のメンバーの地位を辞職するように強要し続けてきた。政府は Aung San Suu Kyi の 2003 年の国内全地域への旅行中に彼女に対して支持を示したという理由で少なくとも 5 名の公務員に発砲した。

AI は 1 月に政府が Dagon 大学の 7 名の学生を不法な結社（スポーツクラブ）を結成したという理由で 7 年から 15 年の間の拘禁刑に処したと報告した。

政府は公務員に USDA の、大人数の親軍事政権団体への加入を強制した。政府は中等教育学校とカレッジレベルの学生にクラスの登録時に加入を強要した。政府はまた、専門職労働者と専門職協会のメンバーに USDA への加入を強要した。

概して、結社の自由は、業者団体、専門家団体および USDA を含めた、政府の許可する団体に関してのみ存在した。非宗教的で、非営利団体は殆ど存在せず、実際に存在するその

様な団体は政府の政策に準じて行動することに特別の配慮を払う団体だけであった。適法に登録された政党は 10 政党存在したものの、大部分は活動休止状態だった。

c. 信仰の自由

1988 年以來、政府は憲法なしで統治してきた。信仰の自由に対する憲法の支援は存在しない。当局に登録済の宗教信奉者の大部分は、概して決めたとおりに自由に礼拝できた。しかし、政府は一定の宗教活動に対して制限を課し、いくつかの少数民族地域においては他の宗教より仏教を奨励した。また、現実には、政府は人権と政治的自由を促進しようとする仏僧の努力を規制した。

当年間に、宗教に絡んだ暴力事件は報告されていない。しかし、2003 年の 10 月と 11 月に Rangoon 付近で仏教徒、イスラム教徒間の暴行事件がいくつかあった。Rangoon のイスラム教グルーが、Mandalay 付近で 11 名が殺害され、2 つのモスクが破壊されたと主張した。これらの衝突に火を付けたものが何だったかは不明であった。Mandalay では事件に対する反応は遅かったが、Rangoon では政府は迅速に反応し、イスラム教徒の近辺に軍隊を派遣し、仏教の僧院に厳重な外出禁止令を敷いた。この後者の行動は多くの仏僧の不興を買ったが、当局は外出禁止令を守らなかったという理由で、数人の僧侶を逮捕した。政府は、全体で、44 人の仏僧を含んだ約 70 人の仏教徒と 70 名のイスラム教徒を暴力に加わったという理由で逮捕した。仏僧と仏教徒がどうなったかは知られていないが、イスラム教徒の報告では 2003 年 12 月に裁判所は、暴力と一名の上席の仏僧の死亡において彼らが果たした役割を理由に、Mandalay 付近から来た 30 名のイスラム教徒を拘禁刑の、また 1 名に死刑の宣告を行った。

政府の広範囲な国内保安機構は、宗教団体を含め、ほとんど全ての団体の会合と活動に潜入し、または監視しようとした。宗教活動と宗教団体も表現と結社の自由の制限を免れなかった。

事実上、宗教、その他の全ての団体が政府に登録しなければならない。公式的な指令は「真の」宗教団体を登録から免除していたが、実際には登録団体だけが財産の購買、銀行口座

の開設を許可された。したがって、大部分の宗教団体は政府に登録した。更に、政府は公認宗教グループに、いくつかの公共料金を特恵の料金で提供した。国定の宗教はなかった。しかし、政府は引き続き多数派の宗教である小乗仏教をひいきした。例えば、政府は Rangoon と Mandalay の、国の運営する 2 つの仏教徒大学に引き続き資金を提供した。政府はまた 12 月 9 日から 11 日まで世界仏教徒サミットを主催した

政府は引き続き仏教の僧職（サンガ）を規制する努力を続けた。政府はサンガのメンバーを「仏教の教えに反し、仏教に有害な活動」を行っていることを理由に裁判にかけ、サンガに対して刑罰によって強制される行為規範を押しつけた。11 月の報告においては、ビルマ政治犯支援協会は、ビルマの刑務所には約 300 人の僧侶と修練僧がいると推定した。2003 年 12 月に Rangoon の Mahagandayon の 26 名の男子僧院の僧侶は聖職を剥奪され、上席の軍将校から供え物の受け取りを拒否したという理由で、政府から 7 年から 18 年の拘禁刑に処せられた。サンガは、政府から表現の自由と結社の自由にたいする特別な制限を受けた。軍事政府は国家聖職者協調委員会(Sangha Maha Nayaka 委員会)の権限により、国家が承認した 9 つの教団以外のサンガの団体を禁止した。政府は全ての聖職者が何れかの政党の党員になることを禁止した。

政府は少数派宗教グループによる宗教建造物の建設を引き続き制限し、これらのグループの教育、布教活動を制限した。

国の大部分の地域において、裏通り、その他の目立たない場所に小さな教会やモスクを建てようとしたキリスト教とイスラム教のグループは、時に計画を進めることが出来ず、地方当局の非公式な認可によらなければならなかった。これらのグループは、正式な申請は長期の遅れにあい、大方却下され、また、より上位の当局に許可が覆される可能性があると報告した。6 月に Chin 州の人権グループは、地元の司令官が行った、南部 Chin 州の新しいバプチスト教会の建設の許可決定を、軍の上席の将校が覆したと報告した。

政府は公共部門の上部レベルでは非仏教徒を差別しているように見えた。SPDC、内閣、あるいは軍隊の現役の将官の階級の武官には非仏教徒の者はいない。政府はイスラム教徒が軍役につくことを積極的に妨げ、少佐より上の階級への昇進を希望する軍のキリスト教、

イスラム教の武官は仏教に改宗するように奨励された。Chin 州のような少数民族の地域では、SPDC は部隊にキリスト教の Chin 族の女性と結婚し、彼らにビルマ語を教え、仏教に改宗させるために金銭とキャリアのインセンティブを提供しているという報告があった。

政府は全ての聖職者の布教活動を妨げる。あるキリスト教の教派やイスラムのような伝道宗教はこの制限によって最も大きな影響を受けた。政府は殆ど全ての外国人宣教師を追放し、殆どの民間の学校と病院を国有化した、1960 年代の中頃から、殆どの場合、恒久的な外国の宣教師の、国内活動を認めてこなかった。

Chin 族のクリスチャンの人間が、仏教の学校や修道所に参加するように圧力をかけられ、仏教に改宗するように奨励されたという証拠が引き続き存在した。4 月には、地方当局が 15 名の Chin 族の牧師に仏徒の新年行事に参加し、ビルマ人の仏教徒との「一致団結」を立証するように強制されたという、亡命した Chin 族の人権グループの報告があった。同じ人権グループは、地方当局の職員が、両親が知らないうちに、彼らの同意なしに、Chin 族のクリスチャンの子供を仏教の修道院に泊め、そこで宗教的指導を行い、仏教に改宗させたと主張した。いくつかの報告は、政府が Sagaing 管区の Naga 族グループのメンバーを同じような手段で仏教に改宗させようとしたと示唆した。

宗教出版物は引き続き統制、検閲を受けた（第 2 章 a を参照）。聖書やコーランの原住民の言語への翻訳は輸入できなかった。しかし、原住民の言語で書かれた聖書は、政府の許可を受けて、地元での印刷は出来た。

市民とビルマの永住者は政府の発行する登録カードを携帯するように求められたが、カードには、しばしば宗教団体への所属と民族が書かれていた。身分票に人の宗教を書くか、どうかを決定する統一的な基準は存在しないように見える。市民も旅券等、いくつかの公式申請用紙では宗教を書くように求められた。

より詳細な考察については、2004 年国際宗教の自由報告書を参照されたい。

d. 国内での移動の自由、海外旅行、移住、送還

政府は移動の自由を制限したが、大部分の市民は、Rakhine 州との間を旅行するイスラム教徒やいくつかの政黨員のような少数の例外はあるが、国内を旅行することが出来た。しかし、市民の移動は監視され、彼らは地元の役人に在処を知らせるように求められた（第 1 章 f 参照）。軍事紛争のある地域では移動は制限された。市民は恣意的な移住に従わなければならなかった。

政府は NLD の指導者の Aung San Suu Kyi と U Tin Oo の自宅での軟禁を継続し、反対派の政治主導者の移動の自由を剥奪した。2003 年の始めに、政府関係のグループは民主的な反対党の党員が Rangoon の外に旅行する際に段々と嫌がらせを強めていったが、これがついに 2003 年 5 月の襲撃、そして、その後の逮捕、拘禁、そして、結果として大部分の生存者の釈放となった（第 1 章 d と第 2 章 b を参照）。政府は少数民族の指導者の動きに対して厳重な規制を継続し、国内旅行を行う前に政府の許可を申請するように要求した。

Irrawaddy 管区の広い Karen 地域のような以前に紛争の影響を受けた少数民族地域は引き続き、頻繁に存在する軍の検問所、OCMI による監視、軍の駐屯地等個人の移動に対する厳重な監視を経験した。国境地域の検問所においては「非公式な税金」、賄賂が取られた。Rakhine 州では、多くの監視と検問所はイスラム教の住民だけに適用された（第 5 章参照）。

政府はバングラデシュ国境にそった Maungdaw, Buthidaung、 Rathedaung 町において、完全な市民権を認められていないイスラム教徒の Rohingya の動きを厳重に規制した。政府はまた他の市民でない者、普通南アジアや中国の小民族にたいして国内旅行の事前許可を取得するように求めた。それでも、ミャンマーの中国、タイ、バングラデシュ、印度との国境はいぜん非常に侵入しやすく、当年間に相当な、旅行書類なしでの移住や商用旅行が発生した。

普通の市民が国外に旅行するためには 3 件の書類、すなわち内務省から出る旅券、財務・歳入省から出る渡航費支払い許可書、移住・住民省から出る出発書式を必要とする。2002 年には人身売買問題に対応するために、大多数の女性の海外旅行を阻止、または制限する様な方法で書類手続を厳重にした。

市民が外国旅行を終えた後も有効期限まで、すなわち、偶発的な旅行については1年間、被扶養者は3年間、就業は4年間、商用旅行者は18ヶ月間、旅券を持ち続けることを認める、新旅券手続が8月6日に発効した。政府は又ビジネスマンのためにマシンリーダブルな電子チップの入った「e旅券」を最高3,000件まで発行しようと考えていると発表した。この旅券は3年間有効となる。

政府は全部の旅券所持者について海外旅行の予定を注意深く調査した。旅券と出国査証の発行の厳しい管理により、申請者は、約一年間の給与に相当する300ドル(300,000チャット)から、25歳未満の単身女性については約1,000ドル(百万チャット)の賄賂の支払を強制され、賄賂の蔓延が永続化した。旅券申請の審査局は政治的理由で申請を却下した。(一定の公務員を除き)旅券を取得した、カレッジの卒業者は政府に教育費を返済するために手数料の支払いを要求された。合法的に移住した市民は一般的には親戚訪問のために帰国を認められた。又非合法的に海外に居住し、外国の市民権を獲得した者には帰国できる者もあった。

政府はRangoonに生活拠点のある外国の外交官と外国の国連従業員のRangoon外への旅行の制限を緩和し、事前の許可なしに指定した観光地に旅行することを認めた。他の全ての旅行には事前の許可が必要であった。政府はILOとICRCの従業員にたいする要件を撤回した。政府は外交官を除く全ての外国人と居住者に出国の許可を申請するように求めた。

非居住者の外人のミャンマーのいくつかの地域への旅行に対する制限は緩和された。政府はまた「到着時の査証発行」制度を開始したが、インターネット経由での出発前の申請が必要だった。ミャンマーの大使館は今では一般的に1ヶ月有効な観光査証を申請から24時間以内に発行する。しかし、人権擁護者、ジャーナリスト、外交官、政界実力者等一定の種類の申請者は、政府が受託可能な保証人の庇護下に、政府の認める目的で旅行するものでなければ入国査証は許可されない。

廃止された1974年の憲法は国外追放について規定していなかったが、政府は強制追放は使わなかった。

政府は他の国から強制送還されたビルマ市民を受け入れる法的な取り決めに確立していない。しかし、過去においては、政府はタイ国からの数千人の不法移住者の帰国を受け入れてきており、現在タイ国に住んでいる Karen 族の難民の送還の可能性について国際機関と一次的な話し合いを開始している。

ビルマには多数の国内難民(IDP)がいた。米国難民委員会によれば、年末現在で少なくとも 600,000 人、あるいは 100 万人もの IDP が同国に存在した（第 1 章 f を参照）。

当年間、SPDC と KNU 間の和平会談が始まったにも関わらず、軍は特に Karen, Kayah, Shan 州での軍事作戦の間に引き続き数千人の村民を虐待し、彼らを自宅から駆逐した（第 1 章 f を参照）。クリスチャンの世界連帯(CSW)、その他のタイに拠点がある NGO は 1 月と 2 月に軍の攻勢のために Karen と Karenni の州境に沿った地域において 5,000 人以上の Karen 族と Karenni 族の者が罹災したと報告した。CSW はまた 6 月と 7 月に軍とそれと連合する Karenni Solidarity Organization(Karenni 連帯機関)が攻勢を開始し、Karen 州の州境付近に住んでいる 1,000 人以上の Karenni の村民が罹災したとも伝えた。

Karen 族のグループは 2 月現在、中央 Karen 州の戦闘の大部分は中止したと伝えている。しかし、9 月に雨季が終わった後で Karen 州の村落に対して新規の攻撃が始まったという信頼すべき報告があった（第 1 章 g を参照）。

いやがらせ、抑圧の恐れ、社会、経済状態の悪化によって多くの市民が引き続き隣接国、あるいはその先の諸国を向けて国をあとにすることを強いられている。少数民族グループが居住する国境地区において政府は強制労働、土地の没収、食料の強制的供出、強制移住の実施を続けている。これらの政策は、タイ、中国、インド、マレーシア、バングラデシュ等の近接国に何十万という難民をつくり出した。UNHCR は、当年末に 30,000 人から 40,000 人の Chin 族の難民と経済的理由による移住者が国境のインド側に困難な状況で暮らしており、これらの個人の内の数千人の者がビルマに戻るように圧力を受けていると伝えた。帰国した者もあり、インドに残った者も居た。当年間に、保安部隊が Karen 州の Nyaunglebin 郡の村落を焼き、村民の帰村を妨げたという信頼すべき報告があった（第 1

章 g)。

Rakhine 州に帰ったイスラム教徒の Rohingya は土地を捨てたとの汚名はきせられなかったが、Rohingya であるために差別された。帰還者は旅行すること、経済活動に従事すること、教育を受けること、出生、死亡、結婚の登録を行うことが出来るのか、どうかで制限に直面していると主張した。

2 月に、政府は以前は出入り禁止だった（タイ国境に沿った）Karen 州、Mon 州、および Tanintharyi 管区の各地域に UNHCR が評価班を派遣することに許可を与えた。政府は UNHCR に協力し、現在タイ国に居住している難民の一部又は全部を受け入れる、地元の村落の計画の開始のための、最初の表敬訪問を許可した。

法は 1951 年の難民の地位に関連した国連条約と、それに関する 1967 年の議定書に準拠した政治犯の庇護または難民の地位の許可について規定していないし、難民に保護を提供する制度を確立していない。

当年間において同国に正式に政治犯の庇護を申請した者が居るとの報告はなかった。また、強制送還の報告もなかった。

第 3 章 政治的権利の尊重。市民の政府を変える権利

市民は彼らの政府を変える権利を有していなかった。SPDC は引き続き 1990 年に選出された議会の招集を妨げた。軍事政権は引き続き威圧と脅迫を組織的にもちいて、市民が彼らの政府を変える権利を認めようとしなかった。

1962 年以来、現役の陸軍将校が中央政府と地方政府の 13 の最も重要な地位を占め、SPDC は全ての省庁の大部分の主要な上席レベルの地位に現役または退役の陸軍将校を配置した。年末現在、現役または退役の陸軍将校が、首相を含む 38 の閣僚レベルの地位のうち 33 の地位および Rangoon と Mandalay の市長の地位を占めた。

1990年の選挙におけるNLDの勝利の後で、軍事政権は選挙結果を実施することを拒絶し、当選した候補の多くを失格者とし、拘留し、又は拘禁した（第1章dと第1章eを参照）。当年間に、少なくとも4名のNLD選出の国会議員当選者が国から逃れた。

1998年に、NLDの指導部は、生存している1990年議会の当選国会議員の大多数からの権限移譲書をベースに人民の議会を代表する委員会(CRPP)を結成した。CRPPはそれ自身を議会が召集されるまで議会を代理して行為するものと考えた。報復として、政府はNLDを正式に禁止しないで、潰すための継続的で、組織的な作戦行動を開始した。当局は何千ものNLDのメンバーと地方の職員が辞職するように圧力を加え、国中の党の事務所を閉鎖した。当年末現在、合計で12名の当選国会議員が政治的理由で拘禁中である。Sein Hla Oo, Ohn Kyaing、およびKhin Maung Sweは1990年のはじめから過酷な条件の下で拘禁されてきた。

1990年の選挙で392人のNLDメンバーが議席を獲得した。この数の内で132名は選出メンバーとして残っている。自分で亡命した者(19名)、死亡した者(71名)、辞職を強要された者または締め出し(170名)が残りをしめる。最後の種別の者は色々な理由で辞職した。例えば、USDAは選出されたメンバーの何人かに対して「不信任」の集会を主催した。USDAとOCMIの役員は家族とメンバー自身に圧力をかけた。加えて、NLDは党の規律違反でそのメンバーの内25名を追放した。追放された国会議員の内9名は政府選挙委員会によって独立した国会議員になることを許可された。CRPPは選出議員のいずれをも資格の剥奪はしなかった。

5月17日に政府は1993年から96年にわたって召集されたNCを、1990年の選挙結果を無効とし、新憲法を採用する民主主義への行程表の一部として再召集した。政府は17の休戦協定中の小民族グループの代表者を含む、1,000人以上の議員を、自分に都合の良いように選出して、NCを再召集した。しかし、1990年の選挙で議席を獲得したNLDその他を含む主要政党の参加を事実上禁じ、新憲法の草案作成に関する自由な討論を禁止した。政府はこの手続を批判する者は5年から20年間拘禁すると脅迫した。NCは7月9日に休会のために延会となった。

国連人権委員会への1月の報告書の中で、UNSRHRは、政府の民主主義への行程表が成功するためには人権原則を「しっかりと確立」しなければならないと言及した。政府がNLDその他の反対政党を入れないでNCを召集したのを見て、UNSRHRは6月1日にNCの手続は今のところでは「無意味で、非民主的な適用」であると言及した。

8月30日に国連総会(UNGA)に提出された説明書の中で、特別報告者は1月の報告書の中で表明されたNCの手続に関する懸念は対処されず、「NCの再召集に対する最小限の民主的条件を確保するために必要な措置は講じられなかった」と言及した。10月28日付の国連第三委員会への意見の表明のなかで、UNSRHRは「国民の折り合いと政治的移行の確かな過程は、二つの条件なしでは可能でない。すなわち全ての政治犯の早期の釈放と、政党と休戦相手の活動能力を阻害し続けている制限の緩和である」と主張した。彼は又政府が国連事務局長の特使のRazali Ismailへの協力を再開することが「不可欠」であると言った。

汚職が政府と社会の全てのレベルで浸透し影響を及ぼしている。経済の専門家と企業人は汚職が同国への投資と同国でビジネスをする上で最も深刻な障壁になっていると考えている。ひどく込み入った、あてにならない規制環境が汚職を助長している。

当局が汚職防止法令を施行することは稀であり、施行は首尾一貫しない—当局が動くのは、普通は、言語道断な汚職が困りものとなるような役員に対して軍事政権の上席の将官が、行動を取りたいと考える場合に限られるのである。11月7日にSPDCは、首になったKhin Nyunt首相の追放についての説明を公にしたが、その説明には、以前の軍事政権のメンバーに対する「賄賂と汚職」の告発が含まれていた。他の説明がこの告発が正しいことを示唆しているが、彼は裁判にかけられるか、他の形の公的審理で調べる必要がある。何百人というKhin Nyuntの家族や仲間が追放後に勾留され、尋問を受けた。軍事政権は又OCMの管理する国境の検問所において、汚職への関わり合いで、軍と、一般省庁の186人の「職員」を有罪と決定したと言った。

政府は大部分の公式文書の利用を提供せず、それを認める法律も存在していない。大部分の政府のデータは秘密扱いで、規制をうけている。政府の政策策定は透明でなく、決済は政府のトップ層に限られており、政府の新しい政策が発表されたり、表だって説明される

ことは稀である。

女性は政治的指導部から除外されている。SPDC、内閣、最高裁判所には女性や少数民族の構成員は居ない。

一定の少数グループの構成員も、完全な市民権と政府と政策における役割を認められていない（第 5 章参照）。

第 4 章 人権の違反申し立ての国際的調査及び民間の調査に関する政府の態度

政府は国内の人権擁護団体が独立して機能することを許可せず、またその人権記録を海外のものが調査することには一般的に引き続き反対した。

ICRC と国連のいくつかの機関の他に、約 35 の非政治的で、国際的な人道的 NGO が当国で仕事をしている。他の少数のものが暫定的な存在を樹立し、同国における恒久的な事業を確立するのに必要な折衝を長々としている。国際的な人道的 NGO と国連の機関には地域の政府役人とのコンタクトが増えていると報告する者があり、政府の省庁によっては人身売買、HIV/AIDS、児童兵、教育等以前にはタブーだった題目に関わることにより大きな積極性を見せる者もあった。

2 月に、政府と UNHCR は UNHCR が Karen 州や Tanintharyi 管区の以前には立入禁止だった紛争地域へ立ち入ることを認める協定に署名した（第 2 章 d）。UNHCR はその後、地域への「評価」旅行を行ったが、同地での恒久的な存在を確立してはいない。

政府は引き続き外国ジャーナリスト、NGO 職員、一部の国連機関の職員および外交官のいくつかの地域への旅行を制限している。人権擁護家は政府が受け入れるような保証人の後援を受け、政府が認める目的のために旅行するのでなければ普通は入国査証を認められない（第 2 章 d）。そのような外国人の動きに対する政府の監視、政府がしばしば行う外国人との接触に関しての市民の尋問、政府が課している市民の表現と結社の自由に対する制限、市民が外国人に対して政府の人権侵害について情報を知らせた場合に市民を逮捕する慣行、

これらの全てが人権侵害についての情報を収集し、それについて調査を行う努力を妨げた。侵害、特に刑務所または少数民族の地域で行われた侵害に対する報告は、侵害があったと申し立てられてから数ヶ月、数年後に出てくるので、実証できることは稀である。

国際的 NGO と国連機関には、現地訪問において NGO の費用負担で政府代表者の同伴を要求されることがある。もっともこの規則は首尾一貫して実施されているわけではないが(第 1 章 f)。

繰り返えし要請しているにも関わらず、政府は当年間に UNSRHR が同国を訪問することを許可しなかった。2003 年には UNSRHR は同国を 2 回訪問した。彼が政治犯を接見していた、政府の管理する部屋に電子盗聴器が設置されているのを発見したため最初の訪問は短時間で切り上げた。国連人権擁護委員会への 1 月の報告の中で、UNSRHR は 2003 年 5 月の「出来事」の結果「ビルマの人権問題には挫折が生じた」と述べた。UNSRHR は政府に Depeyin の襲撃について「完全で独立した」調査を行うように求めた。彼は又、少数民族地域、すなわち Shan 州における「重大な人権侵害」について調査するようにとの彼の要求を繰り返した。

8 月 30 日の報告の中で、特別報告者は児童の権利に関する国連委員会への政府の協力に留意した。しかし、特別報告者は一般的な状況を考慮し、8 月に 1 月の報告に含まれた結論と勧告は依然として有効であると述べた。

10 月 28 日に、UNGA に対する意見の表明のなかで、UNSRHR は、報告期間中に受けた情報は「ミャンマーにおける基本的人権と自由の行使に関する状況は余り変更していないか、あるいは悪化しているかも知れない...。2003 年 5 月の Depeyin における出来事の効果は完全に反対方向に向けなければならない。襲撃。傷害、死亡に責任のある者は引き続き免責を享受していることを示している」と述べた。

それにも関わらず、ICRC は同国で引き続き、自由に活動し、普通の範囲の活動（保護、社会復帰のための肉体訓練、基本的な衛生と健康管理）を行っている。

2003 年 7 月に OCMI は 11 名を逮捕し、クーデターの陰謀での彼らの役割を理由とする「政府に対する陰謀」のために 9 名に死刑の宣告を行った。2003 年 11 月に裁判所は 7 月に逮捕された者の内の 3 名、Naing Min Kyi、Shwe Man、および Aye Myint を、一つには ILO とタイに拠点のある労働グループ FTUB と連絡したと言う理由で死刑の宣告を行った。その後の ILO の外交的努力によって特別上訴裁判所が Naing Min Kyi と Aye Myint を死刑から 3 年の拘禁に減刑することになった。特別裁判所は Shwe Man の刑を終身刑に減刑した。10 月の判決によって、更に Shwe Man の刑は 5 年に、他の者の刑は 2 年に減刑された。

政府の人権委員会は内務大臣が議長を務め、警察本部長が委員のメンバーに含まれていた。当年間に人権委員会のメンバーは国連機関の主催する人身売買と少年司法に関するセミナーに参加した。2003 年に UNHCR は難民法と人権に関するセミナーを開催した。オーストラリア政府は 2003 年 5 月の襲撃後人権研修プログラムを延期した。政府は ILO の労働違反の申し立てを受取り、違反に対する調査を行っていると言った。しかし労働違反を理由にした役員の逮捕や公訴で、知られているものはなかった（第 6 章を参照）。

第 5 章 差別、社会的虐待、人身売買

SPDC は引き続き命令によって統治し、1974 年憲法の廃止によって、差別に関する憲法の規定によって束縛されなかった。

女性

配偶者による暴力を含め、女性に対する家庭内暴力は問題である。しかし、政府が配偶者による暴力や家庭内暴力に関する統計を発表しなかったので、評価は困難である。

強姦は違法である。しかし配偶者による強姦は、妻が 12 歳未満でなければ犯罪とならない。結婚した女性はしばしば大家族の所帯で生活をしており、そこでは社会的圧力が妻を暴力から保護する傾向がある。政府は強姦に関する統計を発表していない。しかし、政府は、強姦は人の多い都会地域ではあまりなく、遠隔地域でより多く起こることだと述べた。それでも、女性が男性の付き添いなしで暗い時間に長距離を動くのは一般的に危険と考えら

れており、雇用者は夜間に女性の労働者を自宅に帰すために一般的にはバスかトラックを出さなければならなかった。夜間のタクシーの使用は強姦又は強盗の危険があるために女性にとって特に危険と考えられていた。夜に長距離を動く売春婦は一般的にはタクシーの運転手に相当な追加料金を支払うか、そうでなければ、強姦されるか、強盗に遭うか、あるいは警察に突き出される危険を冒さなければならない。NGO や外交筋からの、警察に勾留された売春婦は警察に強姦されるか、強盗に遭うことがあるという信頼できる報告がある。対立地域とその他の小民族地域における強姦事件は引き続き起こった（第1章 g）。

売春は法によって禁止されており、3 年の拘禁刑によって処罰される。しかし、それは、特に首都の古い地域から強制的に移住させられた貧困な家族が主として居住する、Rangoon の「辺境の町」と「ニュータウン」のいくつかで益々流行しつつある。2003 年には多数の売春婦が拘禁され、投獄中に暴行にあったという信頼すべき報告があった。以前の売春婦のための、政府と少なくとも一つの国際 NGO の運営する学校と、その他の更正プログラムが存在する。

セクシュアル・ハラスメントに対する法律はない。

伝統的文化にしたがって、女性は結婚後も氏名を変えず、しばしば家の財政を管理した。しかし、女性は大部分の伝統的な男性の職業において依然として少ない比率でしか代表されておらず、陸軍将校のグループを含め、引き続き、少数の職業からは事実上締めだされている。貧困は女性に不釣り合いに影響を及ぼす。女性は一貫したベースで同等の仕事に対して同等の賃金を受け取ることがなかった。女性は法的には最高 26 週間の出産給付金を受ける資格がある。しかし、実際にはこれらの給付は与えられなかった。

政府と関係のあるいくつかの女性の権利擁護団体はあるが、独立した擁護団体はなかった。社会福祉省の中のミャンマー国家女性問題委員会（及びその下部グループのミャンマー国家女性問題運営委員会）は全ての 14 の州と管区に支部があり、女性の利益の庇護に責任を有する主な政府団体である。2003 年 12 月に設立され、首相の Soe Win 中將の妻が議長を務めるミャンマー婦人問題連合会は主要な「非政府」の女性の権利団体である。政府が管理する機関である、ミャンマー母子福祉協会は母親に支援を提供する。職業婦人のための

職業団体であるミャンマー女性企業家協会は新しいビジネスを開始する女性に対してローンを提供する。

児童

18歳未満の子供は人口の約40%を構成する。貧困な両親が乞食をする、あるいは工場や軽食堂で働くために学校をやめさせるので、児童は高い危険に晒される。孤児院に預けられるものもある。殆ど、あるいは全然技能を持たないで、インフォーマル経済または街路で働く児童の数が増えつつあり、かれらは麻薬、軽犯罪、逮捕、性的虐待、搾取、およびHIV/AIDSの危険に曝される。

適当な児童の保護や少年司法制度は存在しない。この点に関する努力は資力の不足によってひどく限られている。社会福祉省(DSW)が限られた社会福祉サービスの提供を担当しているが、正式に任命されたソーシャルワーカーは少数しか居ない。

政府は国連児童の権利委員会に協力した。6月に委員会の委員長が同国を訪問した。UNICEFはDSWおよび教育省との密接な業務関係について報告した。教育省ではUNICEFは初等教育と少数民族言語の指導を支援するために作業を行った。宗教団体、仏教僧、民間コミュニティーを基盤とするグループも児童のために教育その他の支援を提供した。

政府が公教育に割り当てる資金は引き続き最小限のものであった。利用できる最新の統計によると、2003年～04年(4月～3月)の会計年度では、すべての一般市民教育のための公的費用は政府予算の1.3%に相当した。うわべでは公共教育は、10学年(約16歳)まで無料で提供される。しかし、公立学校の先生の給与平均は、生存費を遙かに下回る、1ヶ月あたり、約7ドル(7,000チャット)にしか相当せず、多くの先生は退職するか、学生に支払を求めなければならなかった。このように、多くの家族は、初等教育のレベルでも、児童を学校にやるのに学費の支払いが必要となった。家族が非公式な支払を行う経済力がない地域では、先生は普通仕事を辞めた。官の怠慢に対処して、私立学校は法的に禁止されているにも関わらず、民間機関が教育で支援を提供し出した。

教育は4学年まで義務教育である。UNICEFは4学年を終了する前に小学生の50%は中退すると報告している。当年において学校出席率と学業の達成率は、主として公式、非公式な学費の値上がりのために減少した。政府が出費を保健や教育から軍隊に回したからであった。少年、少女の出席率には差がなかった。

政府は農村地域における仏教の修道校を奨励し、Rangoon と Mandalay の仏教大学に助成金を出した。少数民族地域では、政府はしばしば地元の言語での教育を禁止した。

児童は又政府の医療のひどい軽視に大いに苦しんだ。2003～04 会計年度には政府は保健省の予算を二倍にしたが、それでもそれは政府の出費合計の1.2%にしかならなかった。政府が医療の提供において少年と少女を差別したという報告はなかった。2001年に、利用できる最新のデータである、国連機関が後援する公式研究によって、平均で、1,000人の児童の内109名が5歳になる前に死亡し、農村地域の20件の出産で医師が看護するのは1件だけに過ぎないことが判明した。労働省と国連人口基金(UNFPA)の2001年の合同研究は5歳未満の児童の中で、7.9パーセントがひどい栄養不良に罹っていることを明らかにした。2000年の保健省とUNICEFの合同報告は、国家レベルで、5歳未満の児童の35.3パーセントは中程度、または、ひどい体重不足、33.9パーセントは中程度、またはひどい発育不全、9.4パーセントは中程度に、または、ひどくやせ衰えていることを明らかにした。世界保健機関は同国の医療制度がひどく貧弱であると見なしている。

法は児童虐待を禁止している。政府は、児童虐待は重大な問題でないと述べた。しかし、政府はそれを裏付ける統計を発表していない。5月26日に国連児童の権利委員会は同国の第2期の報告書を検討するために会合を持った。委員会は6月4日に最終所見を出し、委員会が引き続き「児童に対する肉体的、性的暴行と放置を含む家庭内暴力を防止し、それと戦うための適当な措置や仕組み、資源の不足、暴行を受ける児童に対するサービスの数が限られていること、及び上記に関するデータの不足に重大な懸念をもっている」と言及した。

児童売春と売春目的での少女の売買、特にタイに送られたり、誘い出されたりする Shan の少女については引き続き主な問題だった。外交代表は Rangoon と Mandalay において広

まっている、報告によると高い需要があるという十代前半と思われる売春婦の雇用に留意した。更にいくつかの売春宿がかなりの追加料金を取って若い十代の「処女」を客に提供した。6月の国連児童の権利委員会の報告は「特に児童労働に従事する者とストリートチルドレンの中の、売春とポルノグラフィーを含めた、児童の性的搾取の被害者数の増加に懸念している。また、引き続き不十分で、不適当な状態にある、そうした虐待と搾取の被害児童の肉体的、心理的回復と社会再復帰プログラムにも懸念を表明する」と論評した。

陸軍への入隊の公式の年齢は18歳である。過去においては、新兵募集運動は、表向きは全員志願兵という軍隊の定員を満たすために児童を標的にした。しかし、少なくとも Rangoon における不確かな証拠によれば、この慣行は以前ほど行われていないらしい。それでも、軍が児童兵を強制的に徴募したという証拠は存在する。

少数民族の休戦、反政府グループも強制的に児童兵を徴募した。これらの軍隊、特に Wa 州連合軍には多数の児童兵がいた。

1月5日の報告の中で、UNSRHR は「軍に強制的に徴募された少年のケースの報告（彼らは14歳から16歳にわたる年齢で、ある小民族の地域に軍事活動の支援のために派遣された）に関して深い懸念」を表明した。彼は更に「この慣行が政府軍および反政府軍の間に広がっているかもしれない、という心配すべき徴候」について述べた。その同じ日に、政府は児童兵の応募を防止するための委員会を設立したが、同委員会は8月4にも会合を持ち、その称するところでは、児童兵を徴募する者を処罰する新しい規則、規定を発行したという。3月に外交監視者は、当局が10数人以上の児童を Rangoon で逮捕し、強制的に軍務につかせたという報告を受け取った。

3月と4月に、ILO は政府に対して、児童の軍隊への強制的な徴募の申し立てが9件あったことを通知した。これらの事件のうち2件は拘禁刑に処せられた少年と脱走のために軍事法廷にかけられている少年が絡むものである。政府はこれらの事件の内8件について調査し、ILO に報告したが、強制徴募があったとは主張しなかった。2つの事件では軍は少年を釈放し、少年は帰宅したが、それ以上のアクションは取られなかった。5つの事件では、政府は少年が18歳を超えていると主張した。政府は申し立てられた児童兵の内の一人

を見つけることが出来なかった。

6 月の国連児童の権利委員会の報告は政府の児童兵に関する委員会の設立を歓迎したが、委員会は、引き続き、軍事衝突が児童に及ぼす影響、特に政府軍と武装小民族グループによる 15 歳未満の児童の兵士としての使用について懸念していると特に言及した。

国連の消息筋によれば、11 月 12 日に 3 人の兵士からなる軍の徴兵部隊が Rangoon 管区、Thongwa 町の Se Ywa 村を訪問した。4 人の若者が Thongwa 町の Mingaladon にある軍徴用センターまで兵士に同伴するように求められた。住民はこの若者達はその後 Pathein にある軍訓練センター第 6 号に送られたと言った。学生の両親は政府の児童兵の募集を防止する委員会に苦情を申し出た。

14 歳の少年が 2002 年 11 月に、学校からの帰宅途中に三輪自転車の運転手によって車に乗せられ、軍に「入隊」させられた。少年の両親は、新しく設置された児童兵の募集を防止する委員会に書状を書き、息子が Lashio(Shan 州)の駐屯地にいることを突き止めることが出来た。彼の歩兵大隊長はその後陸軍研修所所長から、この若い兵士を Shan 州にある陸軍語学学校に送るように命じられた。両親は現在彼と一緒にではないものの、居場所は知っている。

2002 年に Karen 州選出の国会議員当選者が、15 歳の少年が Rangoon 駅に到着後直ぐに失踪したとの報告書を警察に提出した。Rangoon 警察は Rangoon 付近の Hmawby 陸軍新兵キャンプで捜したらどうかと言い、同国会議員当選者は子供を捜している 3 組の両親を見つけた。6 名の少年が連れてこられて、同国会議員当選者は少年を確認し、取り戻すことが出来た。

ICRC、World Vision、Save the Children UK、CARE、UNICE、国連開発計画、諸外国政府を含めいくつかの国際 NGO と機関が、同国における児童の権利を促進した。UNICEF は 5 月にその事業を拡大し、別の児童保護部を開所した。7 月 12～13 日に UNICEF はビルマ最高裁判所と協力して、現存の少年司法制度の強化を目的とした行動計画を決定した「少年司法と児童保護に関する全国ワークショップ」を開いた。

人身売買

法は人身売買を禁止していない。しかし、誘拐を禁止するもの、児童の売買、虐待、または搾取に対する規定を含む売春禁止と児童法のような、人身売買者に対して利用で可能な法は存在する。

特定の売春や児童ポルノグラフィを防止する法はある。しかし、それらは効果的に実施されていない。NGO は 5 月に児童を性的に虐待したという理由で一外人を逮捕し、裁判にかけ、有罪判決を下した。これは伝えられるところによれば、そのような有罪判決の最初のものであった。タイからの報告は、HIV 感染例の増加によって「より安全」といわれる若い売春婦に対する需要が増えていると述べ、その多くはビルマ出身である。国内における児童の売買も大きくなりつつある問題であると思えた。しかし、その範囲については信頼すべき統計はなかった。

政府によれば、335 人の人身売買者が 2002 年 7 月から 2004 年 7 月までで 5 年未満（78 名）から終身刑（2 名）にわたる拘禁刑の宣告を受けたという。5 年から 10 年の判決を受けた者が最多数（177 名）であった。政府の数字によれば、同期間中に 412 件の起訴があり、結果として 166 人が有罪判決となったという。政府のデータはタイ国が売買被害者の主要な行き先であり（80 パーセントに近い）、中国やバングラデシュ、インドに直接行く人数はずっと少ない。内務省はまた 2001 年から 2004 年の期間に国境地域に居住する約 702,000 人に人身売買に対する情報を配付したと報告した。

役人は売買を防止し、売買人を訴追する事の重要性を認識している。政府はこれらの活動領域では活発に活動したが、その効果性は年末現在では明らかでなかった。政府は国際 NGO や地元の NGO との協力を広げた。4 月 28 日に刑事事項法における相互援助法を公布したが、これは（人身売買を含む）越境犯罪を追跡するための国際協力を可能にするものである。一年間にわたって、政府は国連と協力して人身売買の問題について論議するために地域の諸国との閣僚レベルの会議を主催した。

人身取引に関するメコン地域協働行政イニシアチブ（Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking）は、関連問題に対する相互協力を誓う覚書に署名し、関連行動計画を開発するために 10 月 27 日から 29 日に Rangoon で会合を開いた。ビルマ、カンボジア、中国、ラオス、タイ、ベトナムの上席の政府と閣僚レベルの役人が全員参加した。

当年、国連機関と NGO は、人身売買と闘う政治的意思の表示と国際社会との協力の改善について政府を評価した。3 月には、政府は麻薬に関係した、越境犯罪を取り扱うための、警察准将に率いられる、新しい越境組織犯罪室を設立した。本室には人身売買に責任を有する 40 人の部隊が含まれる。

当年間の人身売買に対する政府の進展は限られたものであった。政府の幅をきかせる保安取締、情報の自由な流れに対する制限、透明性の欠如は同国における人身売買活動の意味ある評価を妨げた。同国の人身売買は相当なものであることに専門家の意見が一致した一方で、政府を含めどのような組織も被害者の人数を見積もることが出来ず、あるいは進んで見積もることはしなかった。政府は報告された、その問題に対抗する取り組みの独立評価を許容しなかった。

性的搾取、工場労働、および家事手伝い目的での、タイ国および中国、インド、バングラデシュ、台湾、パキスタン、マレーシア、日本、中東諸国等、その他の国への女性および少女の売買は問題であった。Shan その他の少数民族の女性と少女は北部から国境を越えて、Karen と Mon の女性と少女は南部から、売買された。国内の売買は、殆どの場合、貧困な農業グループと都市グループから売春が栄える地域（トラック輸送経路、炭坑地区、および軍の基地）向けと、タイ、中国、インドとの国境沿いに発生したという証拠があった。伝えられるところによれば、男性と少年も性的搾取と労働のために他の国に売買されたと言う。殆どの監視者がこれらの被害者が少なくとも一年について数千人いると考えたが、信頼すべき推測はなかった。

人身売買人は主として、定着した売買「仲介人」とつながった村の連絡先を使用する、自由契約の小規模な業者であるように思われる。

内務省は政府の役人が人身売買を共謀していることはなかったと述べた。しかし、地方政府の役員間には汚職が広く行われており、NGO は、政府の職員が人身売買を共謀していると報告している。ただしそれは、売買活動を見て見ない振りをする地方または地域の職員に限られているように思える。NGO は又、ビルマ警察の個々の職員が経済的理由での移民その他の他国への出国者から金銭の強要に関係しているらしいと報告している。

近年、政府は、表向きは、人身売買の被害者の女性の流出を減らすために単身女性が旅券を取って、外人と結婚することを困難にした（第 1 章 f と第 2 章 d を参照）。その他に、25 歳未満の女性が保護者の同伴なしに越境することを禁止する規則が存在する。しかし、売春を強いられた市民、または誘惑されて売春を行う市民の大部分は旅券なしにタイ国に越境する。社会福祉省によれば、政府は人身売買の被害者の家族の在処を突き止め、被害者の本国への送還の手助けを始めたという。

政府はタイ-ビルマ国境に送還センターを持ち、2001 年以降、推測で、10,500 人の（人身売買の被害者だけでなく）不法移住者を扱ってきた。5 月には 3 名の女性の人身売買の被害者がマレーシアから、6 名がタイから送還され、家族と再会した。8 月 20 日には、20 名の女性の被害者が送還された。

ミャンマー女性問題連合会と社会福祉省は人身売買の被害者に対して、家族のもとに戻される前にカウンセリングと仕事の研修を提供した。社会福祉省は又人身売買の被害者についての認識と支援の提供に関して政府職員に研修を行った。政府はタイから帰国する人身売買の被害者に治療的な配慮と収容施設を提供した。しかし、これらのプログラムに対する政府の資金提供は非常に限られたものだった。被害者がビルマに帰国後逮捕されたという報告はなかった。被害者が人身売買人に対して訴訟を起こしたという報告はなかった。

多くの NGO が人身売買に対抗する目的の、貧困緩和・教育プログラムを提供した。伝えられるところによれば、これらのプログラムは並の成功を収めたという。5 月 18 日から 19 日に、UNICEF はいくつかの政府団体、国連機関、NGPO と共に「児童の人身売買と商業的・性的搾取の監視とこれとの闘争」に関するワークショップを準備した。このワークショップは関連政府機関内での人身売買に対する意識を深めると共に、介入のための戦略を

開発することを目指すものであった。

身体障害者、

政府は、医療の利用、教育、その他の国のサービスにおいて身体障害者を積極的には差別しなかったが、身体障害者を援助する財源は少なかった。建物、公共輸送、政府施設の利用を義務づける法律はなく、身体障害者は社会的差別に直面した。身体障害者を援助する小さな地元団体、または国際団体は存在したが、大部分の身体障害者は福祉の供給について専ら自分たちの家族に頼らなければならなかった。

身体障害のある退役軍人は優先的に手当を受け取ったが、大抵それは、同等の給与のもらえる公務であった。身体障害のある非軍人への公的な援助には一時的な身体障害の最高1年までに関しては、三分の二の給与、恒久的な身体障害については無税の年金等であった。しかし、政府は身体障害になった者には民間部門での仕事の保証はしなかった。

身体障害者の医療のリハビリテーションについては保健省が責任を持ち、職業訓練については社会福祉省が責任を持つ。政府は盲目の人のために3つの学校を、耳の聞こえない人には2つの、成人のために2つの、また児童のために2つのリハビリテーションセンターを運営している。地元のNGOが運営する盲人のための学校が4校ある。政府の学校とプログラムのすべてには提供される資金が非常に少ない。ICRCは地雷で肢を失った者に対してクリニックと紛争地域のアウトストレッチプログラムを通じて整形外科的支援を提供した。

国家的/人種的/民族的少数派

広い範囲に及ぶ、政府による、また社会的な、少数派への差別は継続した。当国の多くの民族少数派と、独立以来政府と軍隊を支配してきたビルマ族の多数派の間の敵意は引き続き激しい紛争をまねき、その結果として当年間に重大な虐待が発生することになった。これらの虐待には、SPDCの兵士によるChin族、Karen族、Karenni族、Shan族、Mon族その他の民族グループの、殺害、打撲、拷問、強制労働、強制移住、強姦が含まれる。武装民族

グループには虐待を行ったものもあったかも知れないが、ビルマ軍と比べるとずっと小さい規模のものだった（第1章 a、第1章 c、第1章 f、第1章 g を参照）。

国家に対する長い家族の繋がりを証明できる者だけが完全な市民権を与えられた。生え抜きではあっても、非土着民族の人々（中国人、インド人、ベンガル人、Rohingyas）は完全な市民権を与えられず、政府における地位からも除外された。Rakhine 州の Rohingya のイスラム教徒の少数派のメンバーは引き続き過酷な法的、経済的、社会的差別を経験した。政府は国の高度に制限的な市民権法が求めるように、彼らの祖先が 1834 年の英国の植民地支配の開始の一年前に同国に居住していなかったという根拠で大部分の Rohingyas に市民権を認めなかった

6 月 4 日に、国連児童の権利委員会（UN Committee of the Rights of the Child）は「Rohingyas としても知られる、北 Rakhine 地方に居住している Bengali の人々の子供、および他の民族的な、あるいは土着の、又は宗教的な少数派の子供の状況について、特に、食べ物、医療、教育、生存、発展、彼ら自身の文化の享受および差別から保護される権利を含んだ、彼らの権利の多くが認められていないことに対して」懸念を表明した。

Rohingya のイスラム教徒は、政府が中等国立学校を市民のために指定したので、国の経営する学校は、初等教育を超えては利用できなかった。除外された者は公務員の地位の大部分のものに就く資格もなかった。

Rakhine 州ではイスラム教徒の強制労働は引き続き広く行われた。少数民族グループの強制労働は東の国境地区と Chin 州でいまだに一般的に行われていた（第 6 章 c を参照）。

完全な市民権のない者は国内旅行で制限に直面した（第 2 章 d を参照）。彼らは又大学の、医学と技術分野の一定の上級プログラムから閉め出された。

少数民族グループは、普通は、彼ら自身の言語を使用していた。しかし、少数民族地方を含む、政府が支配するこの国の全ての地方を通じて、国立学校において指導のために使われる言語は依然ビルマ語だった。少数民族地域においてさえ、大部分の国立と初等、中等

学校は地元の少数民族の言語での指導は行わなかった。土着の少数派言語での国内出版物は非常に少なかった。

政府が色々な少数民族地域にビルマ人のグループを再定住させたという報告があった（第1章 f を参照）。

ビルマ人と、その多くがイスラム教徒であるインド人、およびその大部分が Yunnan 地方から移住してきた、急速に増えつつある中国人の住民を含んだ土着でない民族の住民（彼らは国の北部の経済を段々と支配してきている）との間には民族的な緊張が存在した。

他の社会的虐待と差別

多くの市民が同性愛者を軽蔑の念をもって見ている。刑法は「性的に異常な」行動に反対する条項を含んでいるが、この条項は自分たちの身に好ましからざる注目を惹いたゲイやレズビアンを告発するために用いられてきた。

それに関わらず、同性愛者は社会的伝統によって一定程度の保護を受けている。トランスジェンダーの役者は一般に伝統的行事においてエンターテインメントを提供する。彼らのなかには心霊("nat")を礼拝する者もあり、そのような者として、社会で特別な地位を有している。彼らは毎年 Mandalay の近くで開催される、一週間にわたる、定着した祭りに参加する。この行事は、性的な含蓄や性的活動のない、ひとつの宗教行事と考えられており、政府によって公式的に許可されている。軍や警察を含め、誰もがこの祭りに干渉しない。

2002 年における 2 ヶ月の期間にわたって、政府の国境担当職員は帰国市民に対して強制的な HIV/AIDS テストを行った。テスト結果が陽性となった者はまず強制的に入院させられ、その後収容センターに入れられた。外務大臣はこの状況を保健省に対して差別であると報告し、保健省はこの実施を終了した。それでも、HIV 陽性の患者も、彼らを処置した医師も差別を受けた。政府はこの問題に対し、プライバシー権の保護を規定するため、任意的で、内密の HIV/AIDS カウンセリングとテストのプロトコルを起草した。プロトコルは当年末までには公布されなかった。

第 6 章 労働者の権利

a. 結社の権利

1926 年の労働組合法は、引き続き有効であるが、労働者は政府の事前の同意を得てのみ労働組合を形成することができる。

2002 年 8 月 ICFTU は、タイに拠点を置く追放団体である FTUB の一役員を、軍の部隊が殺害したと報告した。軍隊は、組合活動で広く知られた村長の Mya Than に強制的に軍のポーターをさせ、その後で、反対勢力による襲撃の報復として同人を殺害した。政府はこの報告に公式に回答し、Mya Than はビルマ軍のためにポーターをしていた時に対人地雷によって死亡したのだと言った。伝えられるところによれば、2003 年に、他の FTUB の活動家が ILO に対して強制労働について語ったために逮捕されたという。これらの 3 名の活動家はもともと死刑の宣告を受けたが、後に刑をそれぞれ 5 ヶ年と 2 ヶ年の拘禁の刑に減刑された（第 4 章と 6 章 c）。

組合は禁止されているため、国際団体と連携する組合は存在しない。政府は船員雇用管理部(Seafarers Employment Control Division)を通じて外国船の仕事を見つけた船員に国際運輸労働者連合(International Transport Workers' Federation)と連絡をとることを禁止し、また政府は往々にして外国にいる船員に文書で証明を行うことを拒否している。正式な証明書類提出なしでは船員は海外で正規の職を見つけることは不可能である。

政府はタイに拠点を置く FTUB は「テロリスト組織」だとし、FTUB と連絡を取ることを犯罪行為としている。しかし、政府は該当する正式な手続によって、当件について自分の主張の正しさを主張する事をしなかった。当年と 2003 年において、政府は FTUB その他のタイを拠点とする亡命組織と連絡を取ったということを一つの理由として、人を逮捕し、刑の宣告を行った（第 1 章 b、第 1 章 d、第 2 章 a、第 2 章 b を参照）。

b. 結社と団体交渉の権利

政府は組合を認めていない。したがって、労働者は結社と団体交渉の権利を有していない。昔は主要な労使紛争の解決のための手段を提供していた政府の中央調停局は 1988 年以來休眠中である。超レベルの労働監督委員会は小さい労使事件を扱うために存在している。

政府は一方的に公共部門の賃金を設定する。民間部門においては、賃金は市場力によって設定される。しかし、政府は合弁事業に大臣や他の政府の上席の被雇用者の給料より多い給料を支払わないように圧力をかけている。合弁事業の中には追加給、または特別奨励制度で裏をかく者もいる。外国会社は普通国内民間部門の給与に近い給与を設定しているが、追加賃金と手当の授与では合弁企業の例になっている。

少数の労働者がその称するところでは、ストライキ権を与えられるというが、法によれば、労働者は一般的にストライキを行うことを禁止されている。最後に報告されたストライキは 2001 年のことで、雇い主が出来高給を支払うという約束を取り消した時に起こったものである。その後 30 名の従業員が、多くが最高 3 ヶ月間勾留された。全ての従業員が仕事を失った。

輸出加工地域は存在しない。しかし、外国の投資家を引きつけた、Rangoon の近辺の Pyin-Ma-Bin のような特別な、軍の所有する工業団地や、数社の会社が運営する 2,000 エーカーの Hlaingthaya 工業地域が存在する。

c. 強制労働の禁止

強制労働は特に少数派グループの間では、引き続き蔓延する深刻な問題であった。刑法は他人に強制労働を課す者の処罰について規定している。この法令に基づいて政府が逮捕を行うことはなかったが、ILO は当年間に申し立てによる被害者によって 6 件の訴訟が提起されたと伝えた。この 6 件の内、3 件は係属中であり、2 件は却下され、告発を引き下げた者が一人いた。

全国で、国際監視者は政府が日常的に市民に建設・補修事業で労働を強制していることを

証拠立てた。市民は又、軍の所有する工業地域で労働を強いられた。

経済的基幹施設の建築と保守のための強制労働の報告は、とくにビルマ族の住む中央地域においては 1990 年代中頃のピークからは減少した。

12 月に、外国法人が ビルマの軍人が犯した暴虐行為に関して米国裁判所において事件を解決した。同軍人は申し立てによれば、他人にパイプラインの建設での作業を強要したという。

これとは対照的に、軍の守備隊や作戦本部支援のための強制労働の行使は少数民族あるいは少数民族宗徒の居住地域においては引き続き特に深刻であった。ILO は、首相が軍に 6 本の新しい橋の建設を命令した、Rakhine 州における強制労働の「深刻な再燃」についての UNHCR の報告を確認した。ILO は引き続き政府に強制労働の使用の中止を求めた。しかし、地方当局は中央政府の行為を停止するようにとの指令を無視した。

Rangoon に拠点を持った ILO の駐在員事務所は、強制労働を中止するようにとの政府の命令は、不均等でありながらも広く流されたが、強制労働を減らすことに対する影響は限定的で、持続されなかったと報告した。

過去 5 年にわたって、ILO その他の国際機関は、強制労働の徴集に対する政府の取り組みに変化を見た。ILO は、軍隊が村長に強制労働を提供するように書面での命令を発行する傾向はもはやなくなり、その代わりに口頭での指示を与えたと報告する。ILO はまた、場合によっては、政府は強制労働の要求を資材、食料、金銭の賦課に替えたと報告している。一年を通じて、兵隊が少数民族の村民から寄付を強要したとの報告がしばしば、広い範囲であった。当年間、ILO は、政府はときおり賦課について支払うことがあったが、支払は普通一般的な賃金より遙かに低いものであったようだと報告した。外交代表は政府が賦課に対して支払を行ったという報告は受け取っていない。

ILO は、2002 年以来、政府は多分市民を使用しないようにとの国際的圧力のために、強制労働者としての市民を懲役刑の宣告を受けていない囚人に替えることが多くなってきてい

ると報告している。当年中に、軍は引き続き Shan 州その他の監獄から囚人を出して運搬人として使用した。2003 年 10 月に KNU に対して攻勢をかけている時に、伝えられているところによれば、軍は 300 名以上の囚人を運搬人として使用したという。

強制労働被害者の法に基づいた賠償請求の手助けをする世話人を設置するための ILO との協定の草案は、2003 年 5 月の NLD に対する襲撃後第一回目の延期が行われ、3 月に政府が ILO への連絡を一つの理由にして、7 名の者に対して死刑の宣告をした（後に拘禁刑に変更された）ことが曝露された後で、再度延期になった。この告発は後に訂正され、非合法化されたビルマ労働組合連合との不法な連絡を含めることになった（第 4 章と本章後半を参照）。事件の最高裁判所の上訴法廷による事件の再審後 10 月 14 日に、ILO への言及の全てが告発から除外された。同じ判決で、被告の内 2 名の刑が 3 年から 2 年に減刑された。第 3 の被告の判決は終身刑から 5 年の懲役刑に減刑された。

当局はしばしば所帯や個人に、基幹施設のための労働を金銭若しくは食料に代えることを認めたが、広範囲に及ぶ農村の貧困で大部分の所帯は労働を提供せざるを得なかった。親はごく普通に、子供に対して家庭の強制労働の義務を果たすために手を貸すように求めた（第 6 章 d）。

当年、外交当局者は、中央ビルマにおける主要な民間基幹施設の建設のための強制労働について報告を受けることはなかった。しかし、国内全土の村落における小規模なプロジェクトのための強制労働についての報告は絶えることがなかった。交通、灌漑施設を含む、現存の民間基幹施設の保守のために強制労働は引き続き国の全土で利用された。6 月 4 日に、ILO の報告は、市民が同年間 40 件の強制労働（児童兵の強制徴用を含む）を Rangoon 事務所に知らせたことを明らかにした。ILO によれば、普通の市民が違反の申し出を報告するために ILO に自発的にアプローチした最初の年であったという。2003 年 9 月に Magwe 管区の Chaungnet 村の議長が Rangoon-Magwe 高速道路の茂みを刈るために各所帯から 1 名の人間を出すように強制した。断った者は 5 ドル (5,000 チャット) の罰金を課せられた。

少数民族地域では、強制労働の報告はよくあることであった。ICFTU によれば、村人は軍の野営地の施設建築や修築、野営地内での、例えば歩哨等の他の仕事を命じられた。

地元の NGO 社会の信頼すべき筋はまた、村民が軍施設の建築、修築のために、自分たちの費用負担で木材を持ち寄る事を求められたという。Rangoon の ILO の事務所は 5 月の中旬に Chin 州の Tiddim 町 と Falam 町の村民が 2 つの町の間のメインロードの拡張作業を強制された例を目撃した。1 月と 2 月に AI は北 Rakhine 州の Buthitaung と Maungdaw におけるいくつかの実例について報告した。これらの事例では、警察、軍諜報部、国内治安、税関の職員と移住・人的資源部からなる特別作業班が村民を徴発し、見張りに立ち、道路を建設、木材を伐採、政府建築を建設させた。Chin 人権擁護機関(CHRO)はまた、当年間において南 Chin 州における強制労働のいくつかの事例について報告した。これらの事例では、軍職員が村の指導者に対して道路プロジェクト、軍の建物の建設、および農仕事に労働者を提供するように強制した。CHRO は地元の軍の職員が 6 月に村の労働者が課せられた道路建築の仕事を完了させなかったことを理由に村の首長を逮捕したと報告した。

2003 年 6 月に Earth Rights International は、村民が、彼らの地域における強制労働が軍によって団体レベルで調整されたと述べたことを報告した。東ビルマ農村地帯の標本地域の村長が週末の会合への参加を求められ、軍から強制労働に対する最新の要求を受けた。地域の村落から搾取された労働は妥当な報酬はついで支払われず、仕事を断ると処罰されるだけであった。政府は、多くの公務員と各家族から出てきた 1 名の人間に 45 日の無給の民兵訓練プログラムへの出席を強要した、2003 年の中頃に開始されたプログラムを中止した。

ILO その他の国際監視者は、KNU と SPDC が 1 月に一次的な休戦を達成して以来 Karen 州における強制労働とその他の虐待が減少したことを報告した。しかし、2003 年において、KNU は東部国境に沿った紛争地帯における強制労働の広範囲に及ぶ利用についての、信頼しうるが、未確認の報告を発表した。2003 年 7 月に兵隊は軍のために食料を運搬するために Mone 町で 500 人のポーターを徴用した。荷物を運搬できない者はそれぞれ 5 ドル (5,000 チャット)を支払わなければならなかった。また、2003 年 7 月に、兵隊は 13 の Tan-ta-bin 町の 13 人の Kaw-thay-doe の村民に竹を切り、軍のキャンプを塙で囲うように命令し、また兵隊は Tan-ta-bin 町、Kaw-thay-doe 村の 6 名の村人と 3 人の Ga-mu-doe の村民に軍需品を運搬するように強制した。

2003 年以来、政府は ILO の職員が Rangoon 事務所外で活動し、国中の至る所に旅行する

事を許可した。ILO は職員が制限地域に旅行を計画するときには政府に通知しなければならず、地元当局は場合によっては彼らの動きを監視する。ILO の現地職員と外国人職員は同伴者なしで旅行できるが、中央政府の職員は地元の当局に彼らの動きについて注意を喚起した。

2002 年に、政府は強制労働に対する防止措置を実施するために、内務省副大臣が議長を務める委員会を設置した。Rangoon の ILO 事務所は年間に強制労働の事例 46 件を委員会に報告した。これまでに、委員会はこれらの事例の約半分に対して回答し、強制労働が存在したことを否定した。委員会は報告、調査、強制労働事件の告発のために適当な手順を踏まなかった。

Rangoon の ILO 事務所は同機関の地元の連絡先が強制労働について情報を提供したとの理由で抑留され、尋問された事件について報告した。2003 年 11 月に、裁判所は Naing Min Kyi、Shwe Man、Aye Myint の 3 名の一つには ILO と FTUB と連絡を持ったという理由で死刑の宣告を行った。しかし、その後かれらの刑は拘禁刑に減刑された（第 4 章を参照）。

兵士の強制徴用は広く行われた。信頼すべき報告は、兵士は、兵役期間が終了しても、たとえ強制徴用を必要としてでも、3 人か、4 人の交代要員をまず徴用しなければ、退役することを政府が認めないだろうと明らかにした。警察軍の強制徴用も同じパターンをたどった。

公務員の給与と政府の年金はごくわずかなものである。例えば、上席の医師は一月に 10 ドル(10,000 チャット)の収入がある。公務員は自由に退職したり、他の部門に行くために退職することを認められない。

法は特に児童の強制労働と奴隷労働を禁止しておらず、児童の強制労働は引き続き重大な問題であった（第 6 章を参照）。

d. 児童労働の禁止と雇用の最低年齢

法は児童の雇用に対して 13 歳の最少年齢を定めている、しかし、実際にはこの法は実施さ

れなかった。児童労働は益々一般的になり、よく見るものとなってきた。働く児童の姿は都会で大変よく見られるものであり、大部分は小企業や家内企業で働いている。地方では児童は家庭の農作業を行っている。Rangoon と Mandalay の都会のインフォーマル部門で働く児童はしばしば若年で仕事を始める。都会のインフォーマル部門では児童の労働者は殆ど、食料加工、町の物売り、ごみの収集、軽工業、喫茶店の接客係に見られる。2002 年の公式統計によれば、都会の児童で働いているのは 6 パーセントであるが、働いている児童で給与を貰っているのは 4 パーセントに過ぎない。家内企業で雇われている者が多いのである。

法は児童の行う強制労働を特に禁止していないし、児童は強制労働に服している。伝えられるところによると、当局は Rangoon や Mandalay の十代の若者をかき集め、彼らに無理矢理に搬送や軍務をさせたという（第 5 章参照）。

DSW は孤児になった、または他に家族と疎遠になった少数の児童に支援と学校教育を提供している。この援助の目的の一つは児童が将来において搾取に抵抗できるように手助けをすることである。

e. 満足な労働条件

最低賃金の規定でカバーされているのは政府の従業員と少数の伝統的企業の従業員だけである。公共給与労働者の最低日給は実質 8 時間の仕事日に対して 0.10 ドル(100 チャット)であった。種々の交付金と手当がこの金額に追加される。最低賃金も、上席職員のより高い賃金も、労働者とその家族に適当な生活水準を提供しない。公共部門の、低く、かつ減少する実質賃金は蔓延する汚職と常習的欠勤を助長した。民間部門では、都会の労働者は一日あたり約 0.80 ドル (800 チャット)を稼ぎ、他方で農村の農業労働者はその金額の約半額を稼いだ。民間の労働者ではそれよりかなり多く稼ぎ、技能のある工場労働者は一日あたり約 4 ドル (4,000 チャット)を稼いだ。

労働の過剰、活気のない経済、政府による保護の欠如は労働者にとって引き続き標準以下の状況を助長する。1964 年の基本的な労働者の権利に関する法律と 1951 年の工場法が労

働条件を規制する。公共部門の従業員には、法で定められた 5 日で 35 時間の週労働時間が、民間と国家企業の従業員には、6 日で 44 時間の週労働時間があり、追加労働については超勤手当が支払われる。法は又 1 週間について 24 時間の休暇期間を認めており、労働者は一年について 21 日の有給休暇を認められる。しかしその様な規定で利益を得るのは国の労働力のごく一部に過ぎない。大部分の労働力は地方の農業あるいはインフォーマル部門に従事しているからである。法は一般的には政府部門においては施行されているが、民間部門ではしばしば違反が行われている。

多くの保健と安全規則が存在するが、実際には政府はこれらの規則実施のために必要な資源を使用できるようにはしなかった。労働者は原則的には危険な状態から移動することはできるが、実際には多くの労働者は、そうした場合、仕事を失わずにいることは期待できなかった。